

平成18年度

国有林野の管理経営に関する  
基本計画の実施状況（案）

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

平成19年9月

農 林 水 産 省

## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 平成18年度の実施状況の概要について             | 1  |
| 1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進 | 3  |
| (1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営        | 4  |
| ① 重視される機能に依じた管理経営の推進           | 4  |
| ア 水土保全林                        | 5  |
| イ 森林と人との共生林                    | 6  |
| ウ 資源の循環利用林                     | 8  |
| ② 路網の整備                        | 9  |
| ③ 治山事業の実施                      | 10 |
| (2) 森林の流域管理システムの下での管理経営        | 12 |
| ① 民有林との連携による森林・林業の活性化          | 12 |
| ② 流域管理推進アクションプログラムの取組          | 14 |
| (3) 国民の森林としての管理経営              | 15 |
| ① 双方向の情報受発信                    | 15 |
| ② 森林環境教育の推進                    | 17 |
| ③ 森林整備・保全への国民参加                | 20 |
| ア 分収林制度による森林づくり                | 20 |
| イ NPO等による森林づくりの支援              | 21 |
| ウ 木の文化を支える森づくり                 | 22 |
| エ 生物多様性の保全や自然再生活動の実施           | 23 |
| (4) 地球温暖化防止対策の推進               | 25 |

|                              |    |                         |    |
|------------------------------|----|-------------------------|----|
| 2 国有林野の維持及び保存                | 27 | ② ITの活用                 | 48 |
| (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理  | 28 | ③ 労働安全衛生の確保             | 48 |
| ① 森林の巡視及び境界の保全               | 28 | (2) 平成18年度の収支           | 49 |
| ② 森林病虫害の防除                   | 29 | 6 その他国有林野の管理経営          | 50 |
| ③ 保安林の適切な管理                  | 30 | (1) 人材の育成               | 51 |
| (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存 | 31 | (2) 林業技術の開発普及           | 52 |
| ① 保護林の設定及び保全・管理の推進           | 31 | (3) 地域振興への寄与            | 53 |
| ② 「緑の回廊」の整備の推進               | 33 | (4) 労使協力の推進             | 53 |
| ③ 野生動植物の保護管理の推進              | 35 | (参考)                    |    |
| ④ 地域やNPO等との連携による保護活動の推進      | 36 | 1 用語の解説                 | 54 |
| ⑤ 環境行政との連携                   | 37 | 2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス | 60 |
| 3 国有林野の林産物の供給                | 38 | (索引)                    |    |
| (1) 計画的な収穫の実施                | 39 | 図及び表の索引                 | 60 |
| (2) 林産物等の販売                  | 40 |                         |    |
| 4 国有林野の活用                    | 42 |                         |    |
| (1) 国有林野の活用の適切な推進            | 43 |                         |    |
| ① 国有林野の貸付け                   | 43 |                         |    |
| ② 林野・土地の売却                   | 44 |                         |    |
| (2) 公衆の保健のための活用の推進           | 45 |                         |    |
| 5 国有林野の事業運営                  | 46 |                         |    |
| (1) 管理経営の事業実施体制              | 47 |                         |    |
| ① 民間委託の推進                    | 47 |                         |    |

## 平成18年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めています。その多くは奥地脊<sup>せきりょう</sup>梁山地や水源地域に分布しており、原生的な天然林も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等への貢献が求められるなど、国民の皆さんの期待や要望は、公益的機能の発揮を中心にさらに多様化しています。

国有林野事業では、平成18年9月に策定された新たな「森林・林業基本計画」等に基づき、国民の皆さんの多様な要請に応えるため、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的な管理経営に努めています。

また、平成19年2月には、政府一体となり、「美しい森林づくり」に向けて適切な森林の整備・保全などの取組を、幅広い国民の理解と協力のもとで推進する国民運動を展開することとなり、国有林野事業では、率先して「美しい森林づくり」に取り組んでいくことにしています。

## (管理経営基本計画)

国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民の皆さんの意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」と略記)を策定し、これに基づき管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年毎に改訂することになっており、現在の計画は、平成16年4月から平成26年3月までを計画期間としています。

## (「国民の森林」に向けた取組の推進)

管理経営基本計画では、名実ともに開かれた「国民の森林」を実現していくため、①国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の一層の推進、②森林とのふれあいや森林環境教育への貢献、国民参加の森林づくり等の本格的な推進、③地球温暖化防止等新たな政策課題への率先した取組を進めるとともに、④双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組を推進することにしています。

## (平成18年度の実施状況)

本報告は、平成18年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の皆さんの理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけわかりやすく記載したものです。

(平成18年度の主な取組)

平成18年度に実施した主な取組は以下のとおりです。

(1) 公益的機能の維持増進

- 森林の公益的機能を維持増進させるため、長伐期施業や針葉樹と広葉樹の混交などによる育成復層林施業を実施しました。(本文5ページ)
- 特に、森林の健全性を保つため、間伐材の有効活用に努めながら、間伐を推進しました。(本文8ページ)
- 集中豪雨などによる山地災害の復旧に迅速に対応しました。(本文10ページ)

(2) 森林とのふれあいや森林環境教育等の推進

- 学校等を対象に国有林野を森林環境教育の場として提供する「遊々の森」の協定を新たに全国22箇所で締結しました。(本文17ページ)
- 森林整備への国民参加を促進するために設定した、全国151箇所の「ふれあいの森」で、延べ約1万人の方に森林づくり活動に参加いただきました。(本文21ページ)
- 伝統文化の継承等に貢献するため、新たに「南木曾伝統工芸の森」、「イウォンネシリ」と「鬼太鼓の森」を設定し、「木の文化を支える森づくり」活動を推進しました。(本文22ページ)
- 自然再生などに取り組み市民団体などと連携し現地調査や再生活動等に取り組みしました。(本文23ページ)

(3) 新たな政策課題への率先した取組

- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、健全な森林の育成や治山事業等における木材の利用を推進しました。(本文25ページ)
  - 優れた自然環境を有する森林の維持・保全等を図るため、全国8箇所で保護林を設定・拡張しました。(本文31ページ)
  - また、全国2箇所新たな「緑の回廊」を設定するなど、野生動植物の生息・生育環境の保全に努めました。(本文33ページ)
- (4) 双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組
- 広く国民の皆さんの声を聴き、管理経営に活かすため記念シンポジウム等を開催しました。(本文15ページ)
- (5) 林産物の持続的かつ計画的な供給
- 自然環境の保全に配慮しつつ、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給に貢献しました。また、民有林からの供給が期待しにくい銘木の供給にも努めました。(本文39ページ)
- (6) 効率的な事業の実施
- 伐採・造林等の事業について、そのほとんどを民間委託化するなど、効率的な事業運営に努めました。(本文47ページ)
  - 木材価格の低迷等厳しい状況の中、収支両面にわたる努力を行い、前年度に引き続き新規借入金をゼロとし、収入が支出を65億円上回りました。(本文49ページ)

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に  
基づく管理経営の推進



表一 1 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

| 機能類型区分<br>(国有林野面積計759万ha)   |                          | 目指すべき森林の姿                         | 森林施策 <sup>(注)</sup> の特徴  |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------------|--|
| 水土保全林<br>502万ha<br>(66%)    | 国土保全<br>149万ha<br>(20%)  | 樹木の根が土壌に張り巡らされ、下層の土が保たれ、良好な森林     | 天然林 <sup>(注)</sup> では、育成層林(注)を推進。複層林(注)では、育った針葉樹等を活用した針葉樹等を推進。 |
|                             | 水源かん養<br>353万ha<br>(46%) | 隙間が多く雨水を吸収しやすい土壌を有し、多様な樹種で構成された森林 | 天然林では、育成層林(注)を推進。複層林(注)では、育った針葉樹等を推進。                          |
| 森林と人と共生林<br>211万ha<br>(28%) | 自然維持<br>152万ha<br>(20%)  | 原生的な森林生態系を保持した森林                  | 特別な場合を除いて伐採を行わず、自然の推移を推進。                                      |
|                             | 森林空間利用<br>59万ha<br>(8%)  | 優れた自然美を有する森林や、歴史・文化・景観等を構成する森林    | 天然林では、多様な森林を維持・育成し、景観の維持・育成を図る。必要に応じて、景観の維持・育成を図る。             |
| 資源の循環利用林<br>46万ha<br>(6%)   |                          | 成長力が旺盛で優れた木材等の生産に適した森林            | 通常伐期の育成層林(注)を実施。また、目的に応じて、長伐期林(注)を実施。                          |

注：1 面積は、平成19年4月1日現在の数値である。  
 2 右肩に「注」と書いてある用語については、54～59ページにその解説を記載している。  
 3 機能類型区分外(約8千ha)は、資源の循環利用林を含む。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

- ① 重視される機能に<sup>せきりよう</sup>応じた管理経営の推進  
 国有林野は、奥地脊梁<sup>せきりよう</sup>山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。  
 また、近年では、森林に対する国民の皆さんの期待や要請が、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育や木の文化の継承への貢献等、さらに多様化しています。  
 国有林野事業では、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、こうした要請等に適切に対応するため、それぞれの国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次の三つの類型に区分し、適切かつ効率的な管理経営を行っています。

- ・ 国土の保全や水源のかん養を通じて安全で快適な国民生活を確保することを重視した「水土保全林」
- ・ 貴重な自然環境の保全や、国民と自然とのふれあいの場を提供することを重視した「森林と人との共生林」
- ・ 公益的機能の発揮に配慮しつつ、効率的に木材等の林産物の生産を行うことを重視した「資源の循環利用林」

ア 水土保全林

国有林野の66%を占める「水土保全林」は、その目的によって、「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に分けています。

「国土保全タイプ」の森林では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に、間伐<sup>※</sup>等の実施を行っています。

「水源かん養タイプ」の森林では、湧水や洪水の緩和等を目的として、健全な森林を保つべく、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や、育成復層林施業、針広混交林<sup>※</sup>化等を行っています。

この育成復層林施業を進めるために、長期育成循環施業<sup>※</sup>を推進しました。

このほか、土砂崩れや土砂の流出による森林の荒廃を回復するためや防ぐための治山施設の整備も行っています。

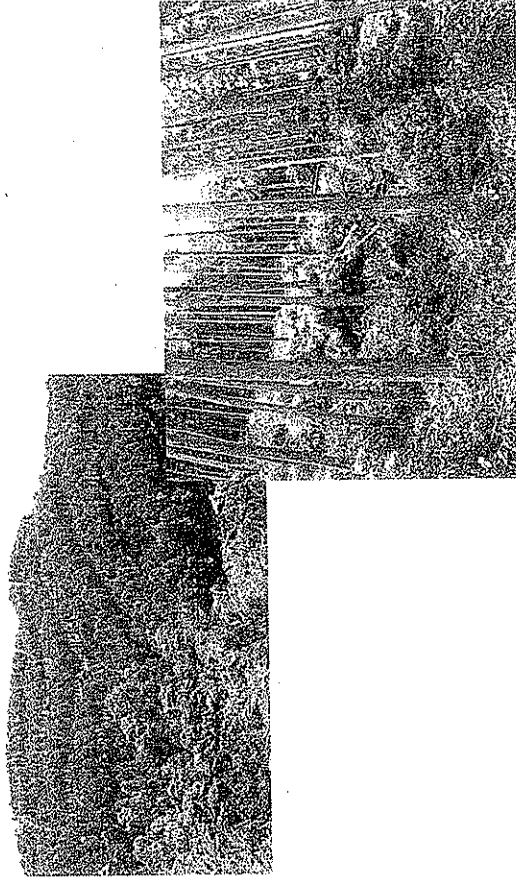


場所：栃木県日光市  
説明：写真は、崩壊が発生した森林において、植栽などにより機能の回復を図っている様子です。

事例 公益的機能の発揮に向けた森林施業の推進<sup>※</sup>

四国森林管理局管内の国有林野は、奥地水源地域に広く分布しており、国土の保全や水源のかん養などの公益的機能の発揮が強く求められています。このため、局では、水土保全林の占める割合を77%まで拡大し、長伐期化、復層林化、針広混交林<sup>※</sup>化など多様で豊かな森林づくりに計画的に取り組んでいます。

(四国森林管理局)



場所：高知県四万十市 大尾山国有林 (四万十森林管理署管内) (左上)  
愛媛県北宇和郡松野町 自黒山国有林 (愛媛森林管理署管内) (右下)  
説明：写真は、復層林施業を実施している森林(左上)と長伐期施業を実施している森林(右下)の様子です。



## イ 森林と人との共生林

国有林野の28%を占める「森林と人との共生林」は、自然環境の維持・保全、遺伝資源の保存等を目的とした「自然維持タイプ」と、レクリエーション活動の提供や優れた景観の維持を目的とした「森林空間利用タイプ」に分けています。

「自然維持タイプ」の森林では、特に原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育するなど、特別な保全・管理が必要な森林を対象に、保護林（31ページ参照）の設定を進めています。

「森林空間利用タイプ」の森林では、国民の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」（45ページ参照）や、森林づくりを行うボランティア団体等に活動の場を提供する「ふれあいの森」（21ページ参照）を設定しています。

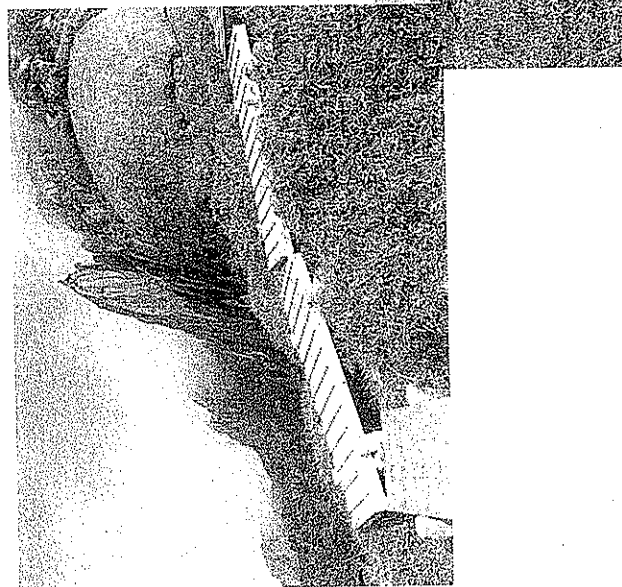
また、世界自然遺産はもとより、世界文化遺産周辺の森林景観を保全するための施業等にも取り組んでいます。

### 事例 世界自然遺産を保全する保護林の取組

屋久島森林管理署では、屋久島が平成5年に世界自然遺産に登録されて以降、増加した登山者による踏み跡によって周辺の植生への影響が見られることから、植生回復に向けた取組を進めています。

平成18年度は、できるだけ自然力を活用した植生の回復を図りつつ、特に植生への影響が顕著な箇所については、植生回復のために必要な木道の設置や登山客にマナーを訴えるための看板の設置に取り組みしました。

(九州森林管理局 屋久島森林管理署)



場所：鹿児島県熊毛郡屋久町 黒味国有林

説明：写真は、植生回復のために設置した木道（左上）と、登山客にマナーを訴えるために設置した看板（右下）の様子です。

場所：東京都小笠原村

説明：海洋島として特異な森林生態系を有する小笠原諸島の国有林において「自然維持タイプ」として特別な保全・管理を行うため「小笠原諸島森林生態系保護地域」を設定しました。写真は、乾性低木林が広がる兄島の様子です。



事例 世界文化遺産の景観を保全するための取組

京都大阪森林管理事務所では、世界文化遺産に指定された「古都京都の文化財」の背景を形成する国有林が、カシノナガキクイムシ<sup>※</sup>による森林病虫害や、シカによる食害を受けて文化的景観が損なわれおそれがあることから、自然再生や森林保護の取組を進めています。

平成18年度には、ボランテイア団体と連携して、カシノナガキクイムシの駆除を実施するとともに、被害跡地にイロハモミジやヤマザクラ等の落葉広葉樹を植栽しました。

(近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所)



場所：京都府京都市 高台寺山国有林

説明：写真は、清水寺の背景を形成している国有林（左上）と、ボランテイアと連携して実施しているカシノナガキクイムシの駆除（右下）の様子です。

ウ 資源の循環利用林

国有林野の6%を占める「資源の循環利用林」は、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的とする森林です。

その約6割は、スギ、ヒノキ、カラマツ等の成長が盛んな人工林であり、多くは間伐などの適切な森林整備を行っていくことが必要です。

資源の循環利用林では、多様な良質な木材を将来にわたって安定的に供給していきけるよう、木材の生産目標に応じて更新<sup>※</sup>、保育<sup>※</sup>や間伐を進めるとともに、効率的な木材生産の基盤となる作業道等の整備も進めています。

特に、森林の健全性の維持増進を図るため、間伐材の有効活用に努めながら、間伐を推進しました。

表-2 更新、保育、間伐の実施状況 (単位: ha, %, 万m<sup>3</sup>)

| 区分                                | 平成18年度    |      | 平成17年度     |      |
|-----------------------------------|-----------|------|------------|------|
|                                   | 実績        | (参考) | 実績         | (参考) |
| 更新(ha)                            |           |      |            |      |
| 人工造林 <sup>※</sup>                 | 4,643     |      | 2,992      |      |
| 資源の循環利用林                          | 1,210(26) |      | 938(31)    |      |
| 天然更新 <sup>※</sup>                 | 8,561     |      | 8,838      |      |
| 資源の循環利用林                          | 889(10)   |      | 688(8)     |      |
| 下刈 <sup>※</sup>                   | 77,054    |      | 82,909     |      |
| 資源の循環利用林                          | 8,014(10) |      | 11,357(14) |      |
| つる切 <sup>※</sup> 、除伐 <sup>※</sup> | 19,821    |      | 18,978     |      |
| 資源の循環利用林                          | 1,955(10) |      | 3,093(16)  |      |
| 間伐(万m <sup>3</sup> )              | 418       |      | 360        |      |
| 資源の循環利用林                          | 61(15)    |      | 61(17)     |      |

注: 1 ( ) 書は、資源の循環利用林において実施したものの割合(%)である。

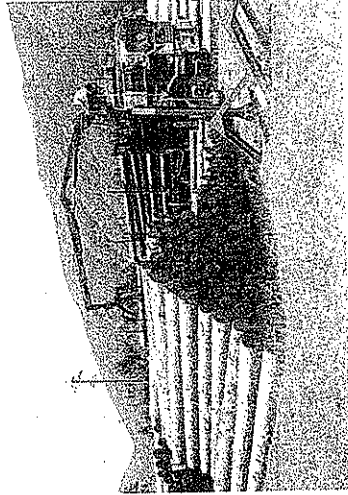
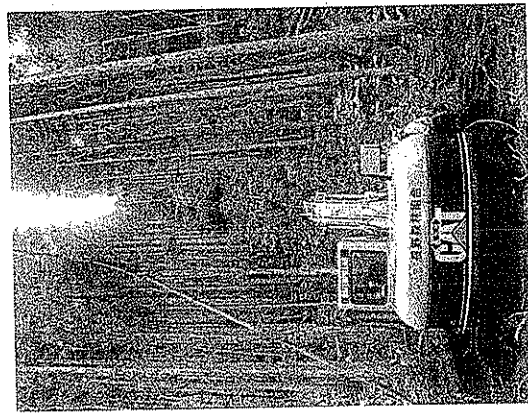
2 分収造林(20ページ参照)における実績を含む。

事例 効率的な間伐の推進

中部森林管理局では、健全な森林を育てるために不可欠な間伐を一層推進するため、列状間伐<sup>※</sup>と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な間伐に積極的に取り組んでいきます。

また、搬出した間伐材の計画的な販売により、木材の安定供給にも寄与しています。

(中部森林管理局)



場所: 長野県長野市戸隠国有林(北信森林管理署管内) (左)  
 長野県木曽郡木祖村(木曽森林管理署管内) (右)

説明: 写真は、高性能林業機械による列状間伐(左)と、搬出した間伐材(右)の様子です。

② 路網の整備

森林の適切な整備や保全を行うため、投資効率や景観などに十分配慮しながら、林道や作業道等による路網<sup>2)</sup>の整備を進めています。

基幹的な役割を果たす林道については、平成18年度に133路線を開設した結果、平成18年度末の路線数は12,506路線、延長は43,554kmとなりました。

また、地球温暖化対策として間伐等の森林整備を高性能林業機械を活用して低コストで効率的に推進するため、基幹となる林道と組み合わせて継続的に利用する作業道等を整備しています。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで発生する土砂量や構造物の設置数を減少させるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することで、コスト縮減等に努めています。

また、このような低コストな路網整備などの取組について、率先して現地検討会を開催する等、民有林への普及に取り組んでいます。

さらに、国有林と民有林が併存する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効率的な路網の整備に努めています。

**事例** 高効率な作業システムに向けた路網整備の現地検討会の開催  
高効率な間伐の作業システムを推進するためには、低コストで開設でき、獲れにくく繰り返し利用できる路網の開設技術の普及が課題となっています。このため、和歌山森林管理署では、和歌山県や森林組合等と連携して、低コスト路網作設の先進地である高知県四万十町から講師を招き、現地検討会を開催しました。  
また、署では、低コスト路網開設の普及を図るためには、技術者の育成が課題であることから、民有林関係者に対して、管内の国有林を技術研修のフィールドとして提供することにしています。

(近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署)



場 所：和歌山県日高郡日高川町  
説 明：写真は、現地検討会での講師の説明（左上）と、開設作業の実演（右下）の様子です。

③ 治山事業の実施

安全で安心でできる暮らしを実現することを目的に、治山事業により、荒廃地の復旧整備や保安林の整備を計画的に進めています。

平成18年度には、迅速な災害対応に努めるとともに、総額約672億円の「国有林野内直轄治山事業」を行ったほか、新潟県中越地震のように国有林内で発生した大規模な土砂崩れや地すべりで工事に高度な技術が必要な箇所等について、総額約151億円の「国有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行いました。

これらの事業を行うに当たっては、自然環境の保全に配慮したり、コストの縮減にも努めています。

なお、近年局所的な集中豪雨が多発し、上流部の国有林から下流部の国有林へまたがって災害が発生する例も少なくないことから、「治山事業連絡調整会議」を開催して、復旧計画の策定などを関係都道府県との一層緊密な連携の下で進めるとともに、国有林と国有林の事業箇所が近接している場合には、一体的な整備を行っています。

事例 山地災害への迅速な復旧対策への取組

中部森林管理局では、山地災害が発生した場合、地上からの現地調査に時間を要する箇所については、ヘリコプターによる上空からの調査を実施し、迅速に被害状況の把握や復旧計画の作成などを行うよう努めています。

平成18年7月の豪雨災害の発生時は、局管内においてヘリコプターによる調査を実施しました。この調査の結果、国有林で発生した土石流が下流部の国有林まで達している箇所があることが判明したため、長野県等の関係機関と調整し、流域で緊密に連携した復旧計画の策定などに取り組みました。

また、日頃から国有林と国有林との連携を図るため、「治山事業連絡調整会議」を定期的に開催し、情報連絡体制の整備等に取り組んでいます。

(中部森林管理局)



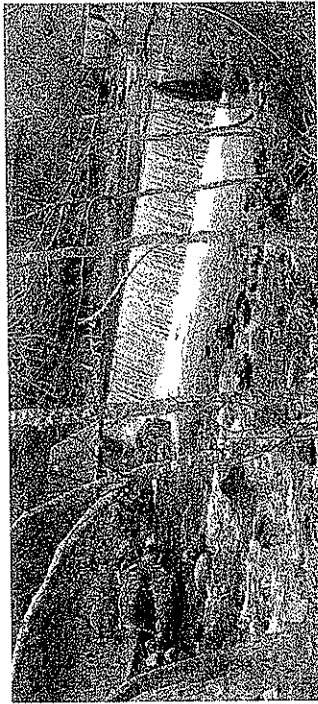
場所：長野県上伊那郡長野町 横川国有林 (左上)、長野県長野市 (中部森林管理局内) (右下)  
 説明：写真は、平成18年7月の豪雨災害において発生した崩壊地のヘリコプターによる調査 (左上) と、関係機関との連絡調整会議 (右下) の様子です。

事例 魚類の生態系に配慮した治山事業

世界自然遺産に登録された知床半島の特徴でもある、陸と海との生態系に関するつながりを保全するため、サケ科魚類へのダムによる影響とその対策に関する戦略を明らかにすることとし、林野庁、環境省、北海道が連携して知床世界自然遺産地域科学委員会の下に河川工作物ワーキンググループを設置し、河川工作物の改修の必要性について検討しています。

網走南部森林管理署では、その検討結果を踏まえ、管内の既設の治山ダムについて、防災面の機能を維持しつつ、サケ科魚類の遡上を容易にする改修工事を実施しました。

(北海道森林管理局 網走南部森林管理署)



場所：北海道斜里郡斜里町 赤イ川  
説明：写真は、改修前(上)と、改修実施後(下)の治山ダムの様子です。

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

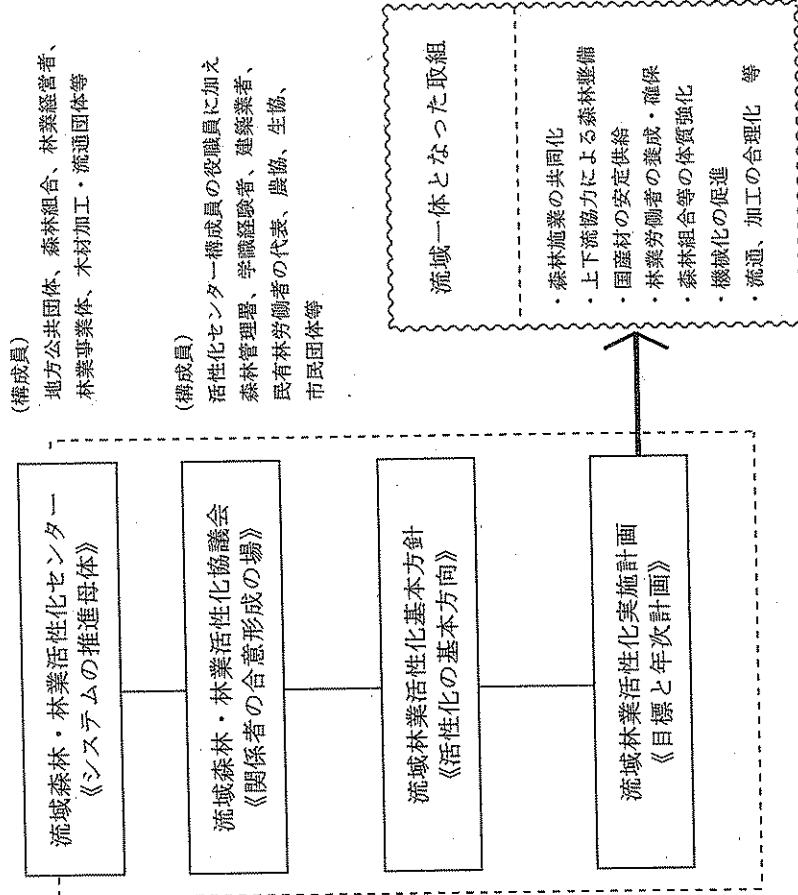
- ① 国有林との連携による森林・林業の活性化  
 「流域管理システム」は、流域を基本単位として、国有林・国有林を通じた適切な森林整備の推進や林業・木材産業の振興を図るため、森林・林業・木材産業の関係者のみならず、下流域の都市住民等も含めた幅広い関係者が連携し、一体となって取り組もうとするものです。

国有林は、この流域管理システムの下で、流域森林・林業活性化協議会<sup>※</sup>などを通じて積極的な働きかけを行っています。

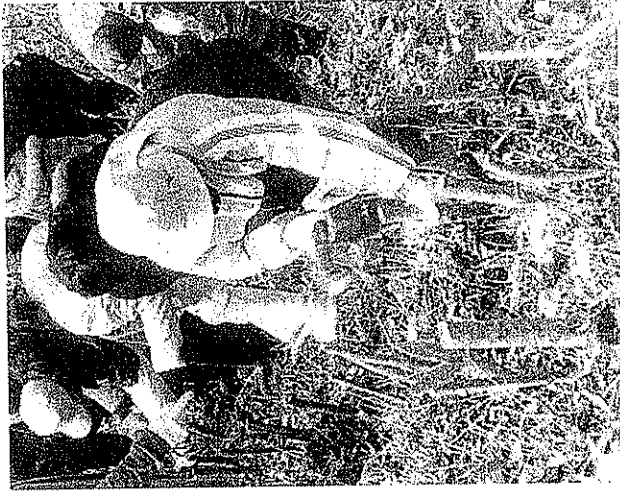
こうした中で、近年、地方公共団体等との間で覚書・協定を締結し、国有林と国有林との連携により効率的な森林整備等を推進する取組や、NPO、ボランティア団体等との間で協定を締結し、国有林をフィールドとして、民間団体等が森林づくり活動をはじめ多様な活動に取り組む事例が増えています。

図1 森林の流域管理システムの考え方

- 流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者等が、流域森林・林業活性化センター<sup>一</sup>を組織し、その下で協議会を開催。
- 流域ごとの活動の基本方針及び実施計画を策定するとともに、関係者間の合意形成を促進し、これに沿って流域一体となった取組を推進。



**事例** 温根沼周辺の森林整備に関する協定  
 根室市にある温根沼は、アサリなどが豊富に生息する汽水湖であり、その周辺の国有林は、豊かな水産資源を育む森林づくりに期待が寄せられている。そのため、根釧東部森林管理署では、根室市、根室湾中部漁業協同組合と森林整備に関する協定を締結し、植樹祭や森林教室の開催など、漁業関係者をはじめ、市民が参加した森林づくりを進めています。  
 (北海道森林管理局 根釧東部森林管理署)



**場所:** 北海道根室市 西和田田国有林  
**説明:** 写真は、森林整備に関する協定に基づいて開催した植樹祭において、ヤナギの挿し木を行っている様子です。

**事例** 流域森林・林業活性化センター等と連携した視察会の実施  
 南信森林管理署では、流域森林・林業活性化センター、長野県、流域の6市町村等と連携して、下流域の住民の方々に、森林整備事業や治山事業の現地視察会を開催しました。  
 視察会では、これらの事業が住民生活を安定させる上で重要な役割を果たしていることを説明し、参加した方々に理解を深めていただきました。  
 (中部森林管理局 南信森林管理署)



**場所:** 長野県伊那市 浦国有林  
**説明:** 写真は、視察会に参加した方々が、シカ保護柵を用いた天然更新(左上)や、治山工事(右下)を見学している様子です。



② 流域管理推進アクションプログラムの取組

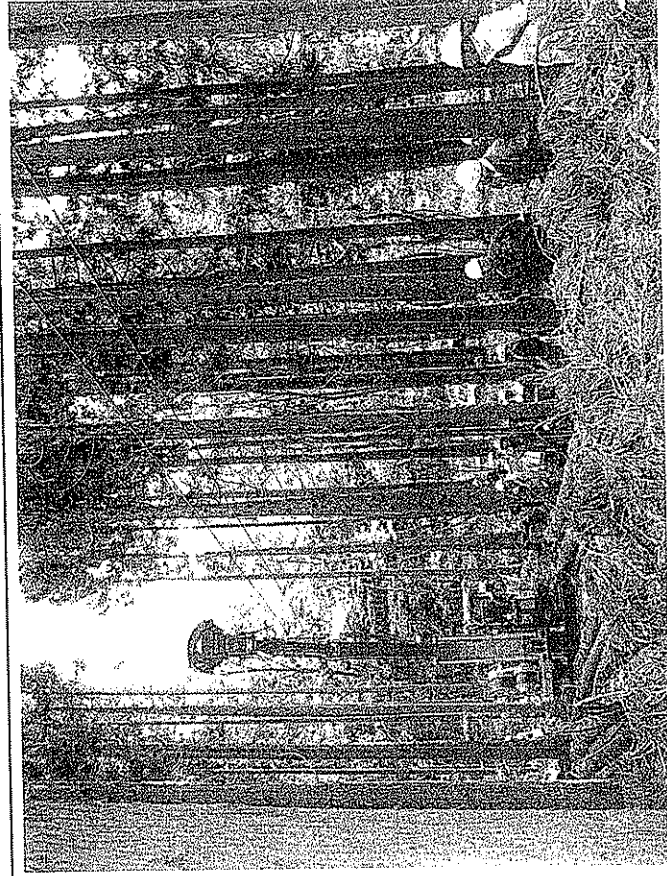
流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林が流域ごとに先導的・積極的に取り組む行動計画として「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」をとりまとめられています。

平成18年度は、森林施業の技術交流や地域材等の利用推進に向けた検討会など森林整備の推進や林業木材産業の振興を図るための取組を国有林関係者と合同で実施したほか、NPO、地域住民等が行う森林づくり活動の支援等の森林・林業に関する普及啓発のための取組など、全国で約670課題に取り組みました。

また、平成18年度においては、流域の森林・林業の活性化に向けた取組を一層推進するため、平成19年度以降の計画となる新たなアクションプログラムを策定しました。

事例 施業の技術交流  
三八上北森林管理署では、国有林と流域内の民有林関係者との森林施業の技術交流を図るため、効率的な森林整備を推進するための課題となつてい  
る高性能林業機械の導入に関する現地検討会を開催し、意見交換を行いま  
した。  
署では、低コスト・高効率な作業システムを普及し、流域林業の活性化を  
図るため、今後とも、国有林・民有林相互の技術交流を継続していくこと  
にしています。

(東北森林管理局 三八上北森林管理署)



場所：青森県十和田市 生内国有林  
説明：写真は、高性能林業機械（スイングヤーダ）による集材作業について、参加者が見学している様子です。

### (3) 国民の森林としての管理経営

#### ① 双方方向の情報受発信

開かれた「国民の森林」としての管理経営を一層推進するため、森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関する情報・サービスを提供するとともに、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画<sup>Ⅱ</sup>」等の策定や変更に当たっては、計画案を広く公表して国民の皆さんの意見を聴くなど、双方方向の情報受発信による対話型の取組を進めています。

平成18年度には、北海道根釧<sup>あしな</sup>地域におけるパイロットフォレストや栃木県足尾<sup>あしな</sup>地区における治山事業が50周年を迎えたことから、これらの取組を紹介するシンポジウムの開催等を通じて国有林に関心のある国民の皆さんに幅広く情報を提供するとともに、様々な意見をいただきました。

このほか、ホームページの充実や森林管理局の新たな取組、年間の業務予定等を記者発表するなど、広報活動にも積極的に取り組んでいます。

\* 国有林や各森林管理局等のホームページを60ページに掲載しています。

#### 事例 パイロットフォレスト50周年を記念した情報の受発信

パイロットフォレストは、厚岸<sup>あつげし</sup>湖に注ぎ込む別寒辺牛<sup>べかんべうし</sup>川の中流域にあって、開拓時代に山火事などで原野化した約11,000haの土地に、寒冷地農業経営の多角化のモデルとして、また、木材生産力の増強や厚岸湖などの水産資源の回復などを目的として造成してきたカラマツの大規模な森林です。

北海道森林管理局では、パイロットフォレストでの植林開始から50年を迎えたことを記念して、これまでの森林造成の道徳や成果と今後のあり方を広く理解していただくためのシンポジウムを開催しました。

また、荒涼たる原野への大規模な森林造成を遂げたパイロットフォレストが、森林・林業の新たな情報発信のフィールドとして歩み始めるきっかけとなるよう、北海道との共催により青樹祭などのイベントも開催しました。

(北海道森林管理局)



場所：北海道厚岸<sup>あつげし</sup>郡厚岸町 川上郡根釧<sup>しほや</sup>茶町 パイロットフォレスト (左上、右上、左下) 北海道釧路市 (右下)

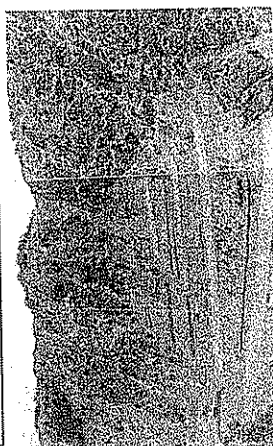
説明：写真は、パイロットフォレスト造成前の原野 (左上)、パイロットフォレストの現況 (右上)、青樹祭へ参加された方々 (左下)、記念シンポジウム (右下) の様子です。

事例 足尾の治山事業着工50周年を記念した情報の受発信

関東森林管理局では、かつて鉱煙害や山火事の発生によって荒廃した足尾国有林において、森林を取り戻すための治山事業に取り組み初めて50周年を迎えたことを記念して「よみがええる緑国有林治山シンポジウム」を開催しました。

また、国民の皆さんに、実際に足尾の現地を歩いていただき、自然の大切さや回復の難しさを肌で感じていただくために、現地の見学及び植樹体験を行いました。

(関東森林管理局)



場 所：栃木県日光市 足尾国有林 (左右上、右下)、日光市内 (左下)  
 明 明：写真左は、治山工事施工前 (昭和45年) (左上) と施工後 (現在) (右上) の  
 長 ちよつ平沢、シンポジウムにおけるパネルディスカッション (左下) と国  
 民の方々に参加いただいた植樹体験 (右下) の様子です。

② 森林環境教育の推進

「森林環境教育」の実践の場として国有林野を利用していただけるよう、プログラムの整備やフィールドの提供などに積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等とが協定を結び、国有林の豊かな森林環境を子どもたちに提供して、様々な自然体験や自然学習を進めていただく「遊々の森」の設定を進めています。

平成18年度には、新たに22箇所が協定が締結され、森林教室、ネイチャージャーや体験林業など様々な活動が行われています。

さらに、森林環境保全ふれあいセンター（23ページ参照）では、森林環境教育に取り組む教育関係者の方々の活動を支援しています。

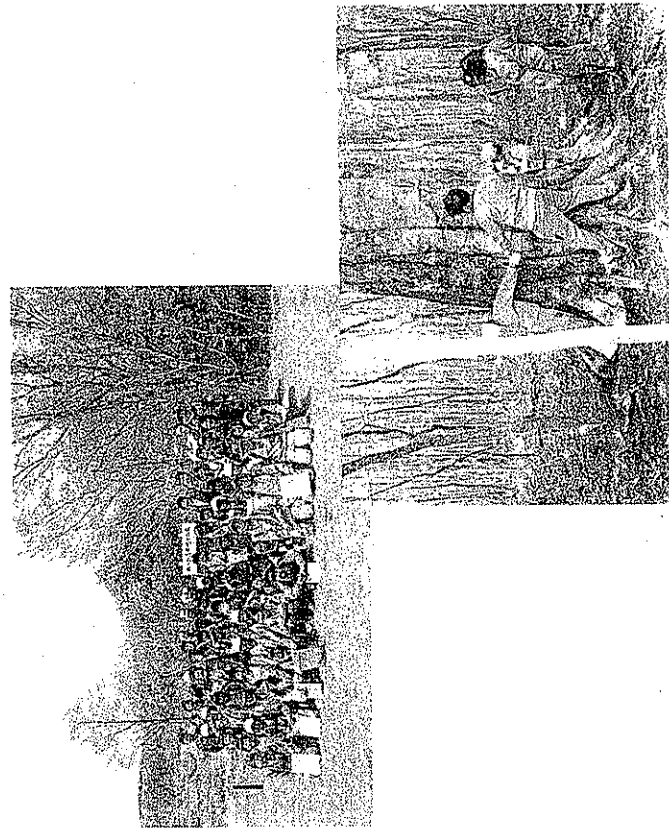
このほか、森林管理局や森林管理署等では、国民の皆さんに森林・林業や国有林野事業への理解を深めていただくため、様々な主体と連携して、植樹祭や育樹祭、森林教室等を開催しています。

表-3 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況

| 連携機関  | 回数    | 参加者数   | 主な取組内容   |
|-------|-------|--------|--|
| 小学校   | 598   | 30,658 | 森林教室、木工教室、自然観察会等の開催や植樹などを実施                        |
| 中学校   | 162   | 7,456  | 森林教室、下刈、間伐等の体験林業や森林調査等の体験などを実施                     |
| 高校・大学 | 87    | 3,568  | 枝打ち <sup>注)</sup> 、間伐等の体験林業や森林管理署等における就業体験などを実施    |
| 教育委員会 | 63    | 3,186  | 教職員を対象とした森林教室やネイチャージャーの体験などを実施                     |
| その他   | 441   | 54,492 | 地域の自治体やNPO等と連携して開催した各種イベントの中で、プログラムの一環として森林教室などを実施 |
| 計     | 1,351 | 99,360 |  |

注：回数及び参加者数は、平成18年度の実績である。

**事例 「遊々の森」を活用した森林環境教育の支援**  
 岩手県八幡平市は、岩手北部森林管理署との協定により安比岳国有林に「あつび高原遊々の森」を設定し、市内の小中学校などの森林環境教育の場として活用しています。  
 また、署では、学校からの要請を受け、総合学習として位置づけられている年4回の森林学習の講師として職員を派遣しています。  
 (東北森林管理局 岩手北部森林管理署)



場所：岩手県八幡平市 安比岳国有林  
 説明：写真は、遊々の森での森林学習に参加した小学生の皆さん（左上）と、総合学習においてブナの巨木とふれあっている（右下）様子です。

**事例 森林環境教育の推進に向けた関係者との意見交換会**  
 四国森林管理局では、より効果的かつ効果的に森林環境教育を推進するために、森林環境教育に取り組んでいる森林ボランティア関係者や教育関係者との意見交換会を開催しました。  
 意見交換会では、局管内の国有林における森林環境教育に関する行動計画や関係機関との連携のあり方などに関する意見交換を行いました。  
 (四国森林管理局)



場所：高知県高知市 四国森林管理局会議室内  
 説明：写真は、意見交換会の様子です。

事例 森林環境教育プログラムの作成

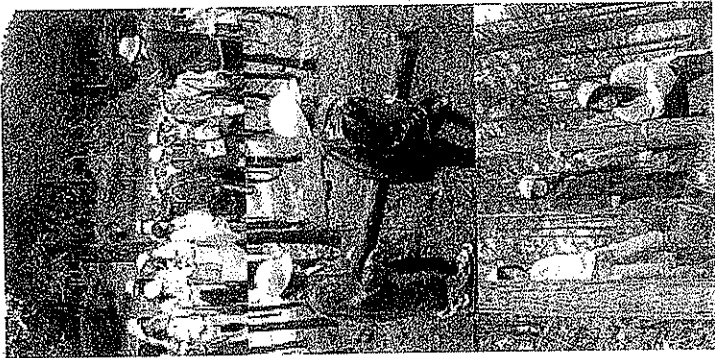
森林環境教育プログラムの作成  
 森林環境保全ふれあいセンターでは、これまで取り組んできた森林環境教育の実践活動で得られたノウハウを活かして、子どもを対象とした森林環境教育プログラムを作成しました。

このプログラムの作成に当たっては、間伐体験や森林観察などを通じて、子ども達が五感でとらえ、それをふりかえりながら森林と人とのかかわりを学んでいく過程を重視したものとなっております。

(近畿中国森林管理局 箕面森林環境保全ふれあいセンター)

Contents

|                  |     |
|------------------|-----|
| 目次               | 1   |
| ◎第1章 序論          | 1   |
| 1. 森林環境教育の意義     | 2   |
| 2. 森林環境教育の目的     | 3   |
| 3. 森林環境教育の手法     | 6   |
| ◎第2章 森林          | 11  |
| 1. 森林の役割と価値      | 12  |
| 2. 木の種類・成長の仕組み   | 14  |
| 3. 森林の恵みと利用      | 20  |
| ◎第3章 観察          | 45  |
| 1. 観察の目的と方法について  | 46  |
| 2. 観察記録の取扱いとその活用 | 47  |
| 3. 観察の留意事項       | 48  |
| ◎第4章 資料集         | 48  |
| 資料集の構成           | 48  |
| 資料集の活用           | 49  |
| 資料集の更新           | 50  |
| 資料集の保管           | 51  |
| 資料集の廃棄           | 52  |
| 資料集の制作           | 53  |
| 資料集の配布           | 54  |
| 資料集の回収           | 55  |
| 資料集の廃棄           | 56  |
| 資料集の活用           | 57  |
| 資料集の更新           | 58  |
| 資料集の保管           | 59  |
| 資料集の廃棄           | 60  |
| 資料集の制作           | 61  |
| 資料集の配布           | 62  |
| 資料集の回収           | 63  |
| 資料集の廃棄           | 64  |
| 資料集の活用           | 65  |
| 資料集の更新           | 66  |
| 資料集の保管           | 67  |
| 資料集の廃棄           | 68  |
| 資料集の制作           | 69  |
| 資料集の配布           | 70  |
| 資料集の回収           | 71  |
| 資料集の廃棄           | 72  |
| 資料集の活用           | 73  |
| 資料集の更新           | 74  |
| 資料集の保管           | 75  |
| 資料集の廃棄           | 76  |
| 資料集の制作           | 77  |
| 資料集の配布           | 78  |
| 資料集の回収           | 79  |
| 資料集の廃棄           | 80  |
| 資料集の活用           | 81  |
| 資料集の更新           | 82  |
| 資料集の保管           | 83  |
| 資料集の廃棄           | 84  |
| 資料集の制作           | 85  |
| 資料集の配布           | 86  |
| 資料集の回収           | 87  |
| 資料集の廃棄           | 88  |
| 資料集の活用           | 89  |
| 資料集の更新           | 90  |
| 資料集の保管           | 91  |
| 資料集の廃棄           | 92  |
| 資料集の制作           | 93  |
| 資料集の配布           | 94  |
| 資料集の回収           | 95  |
| 資料集の廃棄           | 96  |
| 資料集の活用           | 97  |
| 資料集の更新           | 98  |
| 資料集の保管           | 99  |
| 資料集の廃棄           | 100 |
| 資料集の制作           | 101 |
| 資料集の配布           | 102 |
| 資料集の回収           | 103 |
| 資料集の廃棄           | 104 |
| 資料集の活用           | 105 |
| 資料集の更新           | 106 |
| 資料集の保管           | 107 |
| 資料集の廃棄           | 108 |
| 資料集の制作           | 109 |
| 資料集の配布           | 110 |
| 資料集の回収           | 111 |
| 資料集の廃棄           | 112 |
| 資料集の活用           | 113 |
| 資料集の更新           | 114 |
| 資料集の保管           | 115 |
| 資料集の廃棄           | 116 |
| 資料集の制作           | 117 |
| 資料集の配布           | 118 |
| 資料集の回収           | 119 |
| 資料集の廃棄           | 120 |
| 資料集の活用           | 121 |
| 資料集の更新           | 122 |
| 資料集の保管           | 123 |
| 資料集の廃棄           | 124 |
| 資料集の制作           | 125 |
| 資料集の配布           | 126 |
| 資料集の回収           | 127 |
| 資料集の廃棄           | 128 |
| 資料集の活用           | 129 |
| 資料集の更新           | 130 |
| 資料集の保管           | 131 |
| 資料集の廃棄           | 132 |
| 資料集の制作           | 133 |
| 資料集の配布           | 134 |
| 資料集の回収           | 135 |
| 資料集の廃棄           | 136 |
| 資料集の活用           | 137 |
| 資料集の更新           | 138 |
| 資料集の保管           | 139 |
| 資料集の廃棄           | 140 |
| 資料集の制作           | 141 |
| 資料集の配布           | 142 |
| 資料集の回収           | 143 |
| 資料集の廃棄           | 144 |
| 資料集の活用           | 145 |
| 資料集の更新           | 146 |
| 資料集の保管           | 147 |
| 資料集の廃棄           | 148 |
| 資料集の制作           | 149 |
| 資料集の配布           | 150 |
| 資料集の回収           | 151 |
| 資料集の廃棄           | 152 |
| 資料集の活用           | 153 |
| 資料集の更新           | 154 |
| 資料集の保管           | 155 |
| 資料集の廃棄           | 156 |
| 資料集の制作           | 157 |
| 資料集の配布           | 158 |
| 資料集の回収           | 159 |
| 資料集の廃棄           | 160 |
| 資料集の活用           | 161 |
| 資料集の更新           | 162 |
| 資料集の保管           | 163 |
| 資料集の廃棄           | 164 |
| 資料集の制作           | 165 |
| 資料集の配布           | 166 |
| 資料集の回収           | 167 |
| 資料集の廃棄           | 168 |
| 資料集の活用           | 169 |
| 資料集の更新           | 170 |
| 資料集の保管           | 171 |
| 資料集の廃棄           | 172 |
| 資料集の制作           | 173 |
| 資料集の配布           | 174 |
| 資料集の回収           | 175 |
| 資料集の廃棄           | 176 |
| 資料集の活用           | 177 |
| 資料集の更新           | 178 |
| 資料集の保管           | 179 |
| 資料集の廃棄           | 180 |
| 資料集の制作           | 181 |
| 資料集の配布           | 182 |
| 資料集の回収           | 183 |
| 資料集の廃棄           | 184 |
| 資料集の活用           | 185 |
| 資料集の更新           | 186 |
| 資料集の保管           | 187 |
| 資料集の廃棄           | 188 |
| 資料集の制作           | 189 |
| 資料集の配布           | 190 |
| 資料集の回収           | 191 |
| 資料集の廃棄           | 192 |
| 資料集の活用           | 193 |
| 資料集の更新           | 194 |
| 資料集の保管           | 195 |
| 資料集の廃棄           | 196 |
| 資料集の制作           | 197 |
| 資料集の配布           | 198 |
| 資料集の回収           | 199 |
| 資料集の廃棄           | 200 |



説明：写真は、「森林環境教育プログラム」の冊子（左）と森林環境教育の実践活動（右上、右中、右下）の様子です。

③ 森林整備・保全への国民参加

ア 分収林制度による森林づくり  
 国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者の方が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者の方に生育途上の森林の保育や管理などに必要な費用の一部を負担していただき国が育てる「分収育林」の制度を通じて国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度<sup>②</sup>を利用して、企業が社会に貢献するとともに社員教育や顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。

また、分収育林の契約者である「緑のオーナー」の皆さんに対しては、契約している森林への案内や植樹祭等のイベントへの招待など、森林とふれあう機会の提供などに努めています。

なお、分収育林の販売については、平成11年度から平成18年度まで507箇所を実施しており、木材市況の低迷により、一口（50万円）当たりのオーナーの分収額は平均で約33万円になっています。

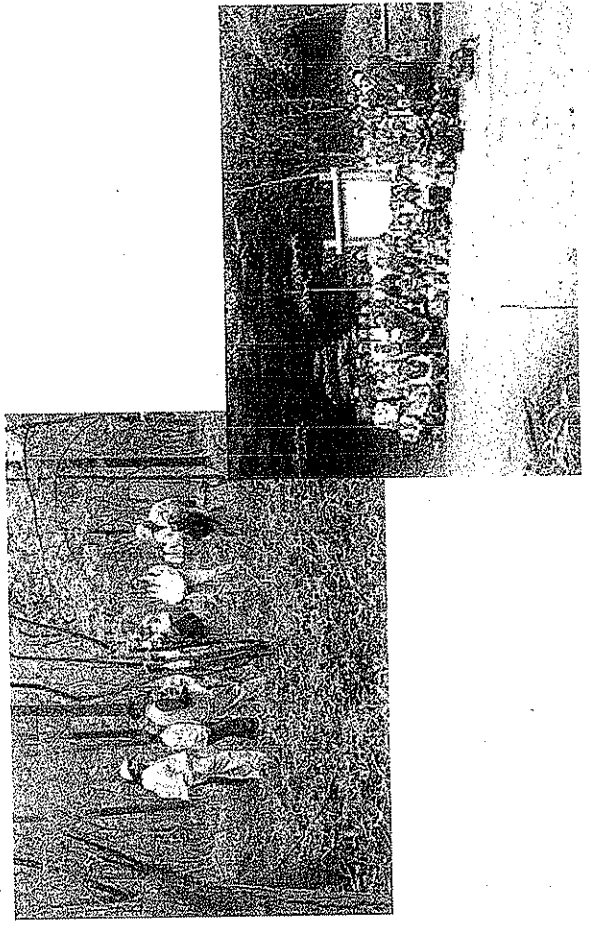
表一4 分収林の現況面積

(単位：ha)

| 区分      | 平成18年度     | (参考)平成17年度 |
|---------|------------|------------|
| 分収造林    | 131,295    | 131,967    |
| うち法人の森林 | 746(260)   | 719(248)   |
| 分収育林    | 23,086     | 23,837     |
| うち法人の森林 | 1,378(188) | 1,225(172) |

注：1 面積は、各年度期末現在の数値である。  
 2 「うち法人の森林」欄の（ ）書は、箇所数である。

事例 「法人の森林」の設定による企業参加の森林づくり  
 関東森林管理局では、良質な水を育むことが水を使う企業の社会的責任として積極的に森林整備に取り組んでいる飲料メーカーと、同社のビル工場の上流に位置する国有林約10haを対象に、「法人の森林」の分収育林契約を結びました。  
 同社では、この森林を「天然水の森 赤城」と名付け、遊歩道の整備を進めるとともに、社員とその家族による森林環境教育の場として活用することで、社員の環境意識の高揚にも期待されています。  
 (関東森林管理局)



場所：群馬県桐生市 下田沢国有林（群馬森林管理監督管内）  
 説明：写真は、社員とその家族による森林環境教育（左上）と、活動に参加された皆さん（右下）の様子です。

イ NPO等による森林づくりの支援

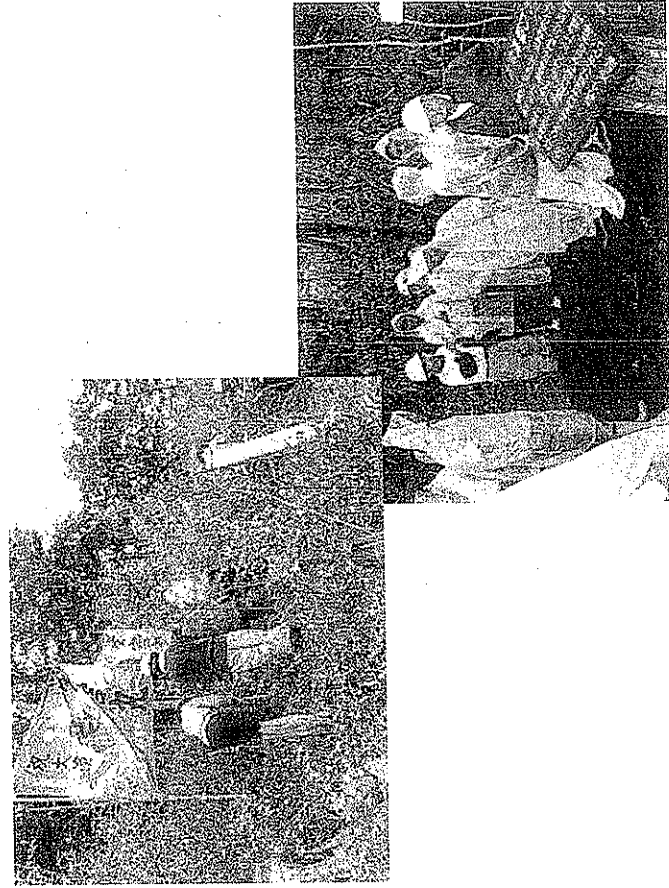
自ら森林づくりを行いたいという国民の皆さんの要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を平成11年度から進めています。ふれあいの森では、植樹や下刈のほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができます。

平成18年度末現在、全国に151箇所のあるふれあいの森が設定されており、延べ約1万人の方に森林づくり活動に参加していただきました。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただけるよう、活動フィールドの提供をはじめ技術的な助言や講師の派遣等の支援を行っています。

また、ふれあいの森以外の国有林野においても、ボランティア団体等の皆さんによる森林づくり活動に対して技術指導等の支援を行っています。

事例 NPO等による森林づくり活動  
 NPO法人の「<sup>ほ</sup>穂の国<sup>くに</sup>森づくりの会」では、愛知県蒲<sup>がまごおり</sup>郡市の漁業協同組合と連携し、愛知森林管理事務所管内の「ふれあいの森」で「漁民のための森林づくり活動」に取り組んでいます。  
 平成18年度には、以前植栽した樹木等の観察を行うとともに、除伐等の森を育てる作業に汗を流しました。  
 (中部森林管理局 愛知森林管理事務所)



場所：愛知県北設楽郡設楽町<sup>きたしたら したら</sup> 段戸国有林<sup>だんど</sup>  
 説明：写真は、参加した方々による除伐作業（左上）と自然観察（右下）の様子です。



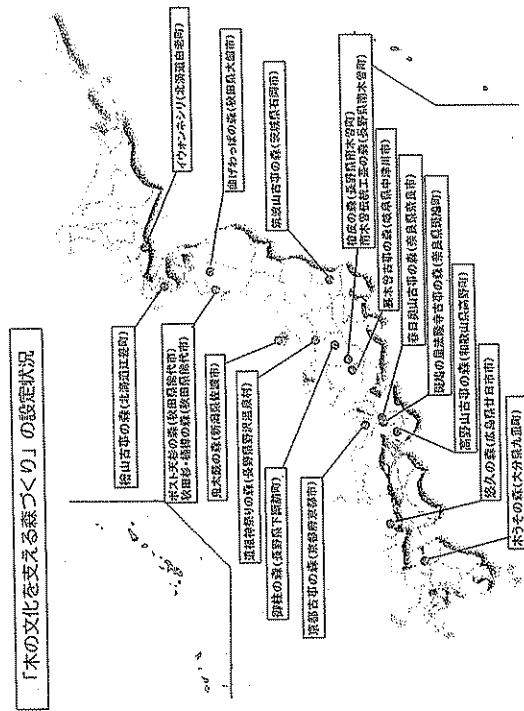
ウ 木の文化を支える森づくり

歴史的に重要な木造建造物や、各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、国民の皆さんの参加による「木の文化を支える森づくり」を進めており、平成18年度末現在、18箇所が設定されています。

平成18年度には、新たに長野県南木曾町に「南木曾伝統工芸の森」、北海道白老町に「イウオノンネシリ」、新潟県佐渡市に「鬼太鼓の森」が設定されました。

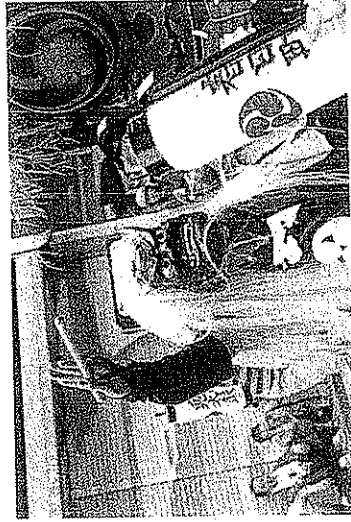
また、これまで「木の文化を支える森づくり」に設定された箇所では、設定の際に設けられた地元自治体等からなる協議会主催の植樹祭や協議会会員による下刈作業など継続的な取組が行われています。

図一 2 「木の文化を支える森づくり」位置図



事例 「鬼太鼓の森」の取組  
下越森林管理署では、佐渡島における伝統的な芸能である「鬼太鼓」を未来に継承するため、佐渡市の新穂山国有林に「鬼太鼓の森」を設定しました。今後、NPOや市民等が中心となり、「鬼太鼓」で使用する太鼓やバチの材料となるケヤキやオオノキ等を植林するなど森林づくり活動を行っていくこととしています。

(関東森林管理局 下越森林管理署)



場所：新潟県佐渡市  
説明：写真は、「鬼太鼓の森」設定のための開印式（左上）と、佐渡島の伝統芸能である「鬼太鼓」の実演（右下）の様子です。

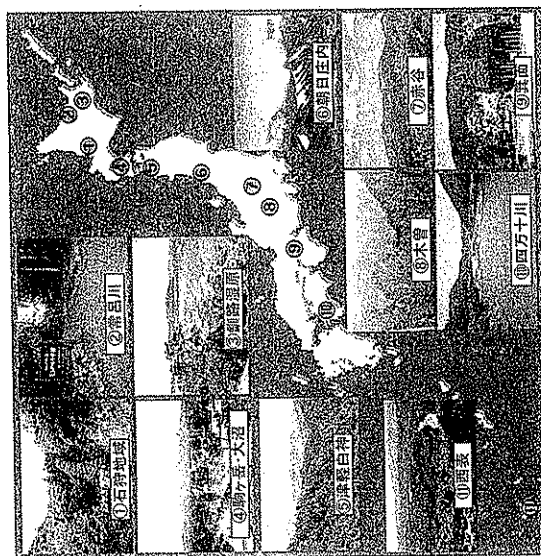
エ 生物多様性の保全や自然再生活動の実施

国有林野事業では、ボランティアの方々と連携して希少種の保護など生物多様性の保全や自然再生に取り組んでいます。

平成18年度は、全国11箇所を設置している「森林環境保全ふれあいセンター」を核として、自然再生や生物多様性の保全などに取り組む市民団体などと連携し現地調査や自然再生活動、モニタリング調査等に取り組みました。

また、「国民の森林」の実現のための取組として、各森林管理局では、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理が可能となる地区について、市民団体や地域住民の方々々と協働・連携して森林の整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」も行っています。

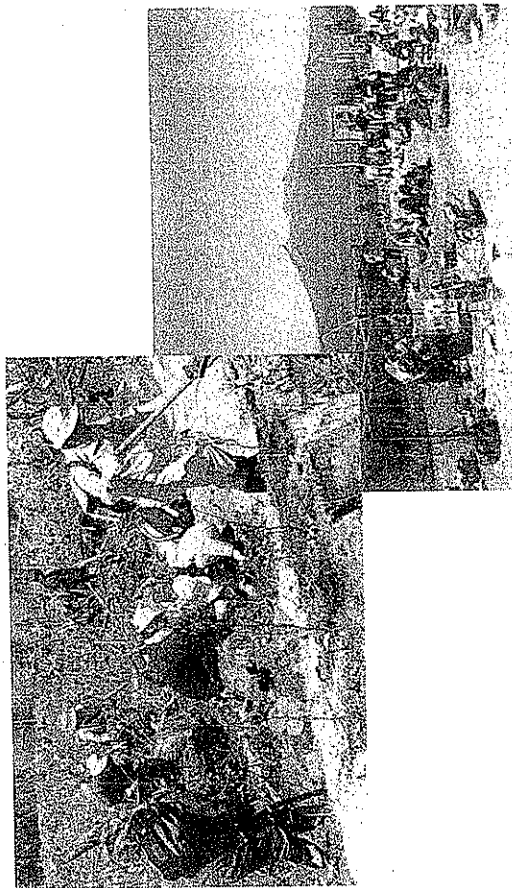
図一 3 森林環境保全ふれあいセンターの位置図



事例 NPOと連携した台風被害地の自然再生

駒ヶ岳・大沼森林環境保全ふれあいセンターでは、大沼国定公園の景観の一部を形成し、大沼の水質保全に大きな役割を果たしているカリマ国有林が、平成16年9月の台風18号で大きな被害を受けたことから、地元自治体、NPO等の12団体と連携して実行委員会を設立し、自然再生の取組を進めています。平成18年度には、一般参加者など総勢約380名により、ミズナラ、ブナ等の苗木の植栽を行うとともに、台風による風倒被害木を有効活用する観点から、これらを用いたチェーンソーアートの実演会や木工品の展示会を開催しました。

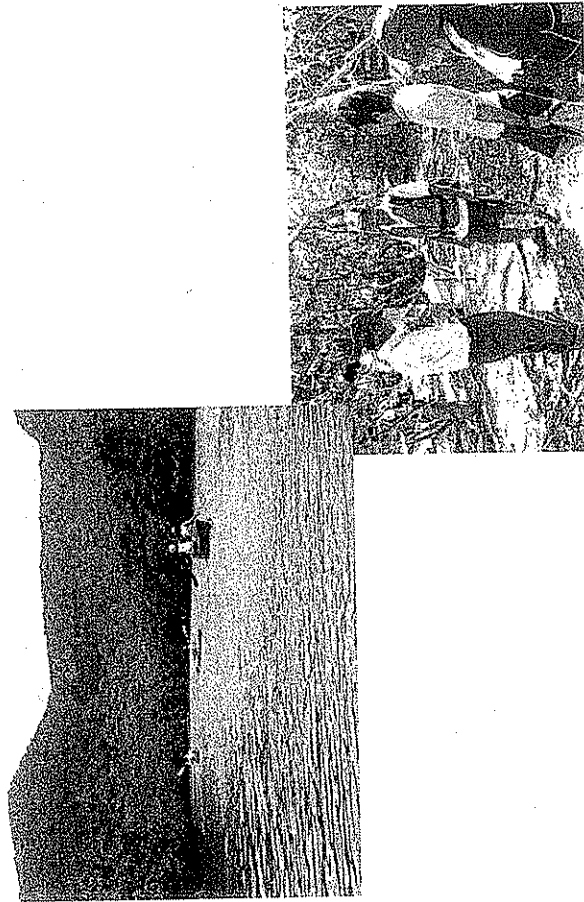
(北海道森林管理局 駒ヶ岳・大沼森林環境保全ふれあいセンター)



場所：北海道亀田郡七飯町 カリマ国有林 (渡島森林管理監督管内)  
 説明：写真は、一般参加の方々による植栽 (左上) と、チェーンソーアートの実演会 (右下) の様子です。

**事例** 国有林の適切な利用調整に向けた取組  
西表森林環境保全ふれあいセンターでは、近年、ヒナイ川周辺の国有林への入込者が増加している状況がみられ、貴重な森林生態系への影響が懸念されることから、入込調査を毎月実施し、利用実態の把握に努めています。また、その調査結果を沖繩県など関係機関に積極的に情報提供するとともに、今後、国有林の適切な利用調整のための一助とすることとしています。

(九州森林管理局 西表森林環境保全ふれあいセンター)



場所：沖繩県八重山郡竹富町 上原国有林 (西表島)  
説明：写真上は、ヒナイ川 (左上) とヒナイ川周辺の国有林における入込調査 (右下) の様子です。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に向けた京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標6%の達成のため、1300万炭素トン（基準年排出量比3.8%）を森林による吸収量で確保することを目標に、国有林野事業においても「京都議定書目標達成計画<sup>2)</sup>」や「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策<sup>3)</sup>」を踏まえ多様で健全な森林の整備・保全や木材利用、国民参加の森林づくり等に率先して取り組んでいます。

具体的には、適切な森林経営の推進に向け、積極的な間伐や複層林化などの適切な森林整備（4ページ～8ページ参照）等を進めるとともに、保安林等の適切な保全管理（30ページ参照）に取り組んでいます。

また、間伐材等の有効利用は森林整備の推進に貢献するため、治山事業（10ページ参照）等の森林土木工事に当たっては、間伐材等の利用に積極的に取り組んでいます。

さらに、森林吸収源対策に対して国民の皆さんの理解と協力が得られるよう、NPOや企業等による森林づくり（20ページ～21ページ参照）や、双方向の情報の受発信（15ページ参照）、森林環境教育（17ページ参照）等を進めています。

表-5 二酸化炭素固定に資する木材・木製品の使用状況

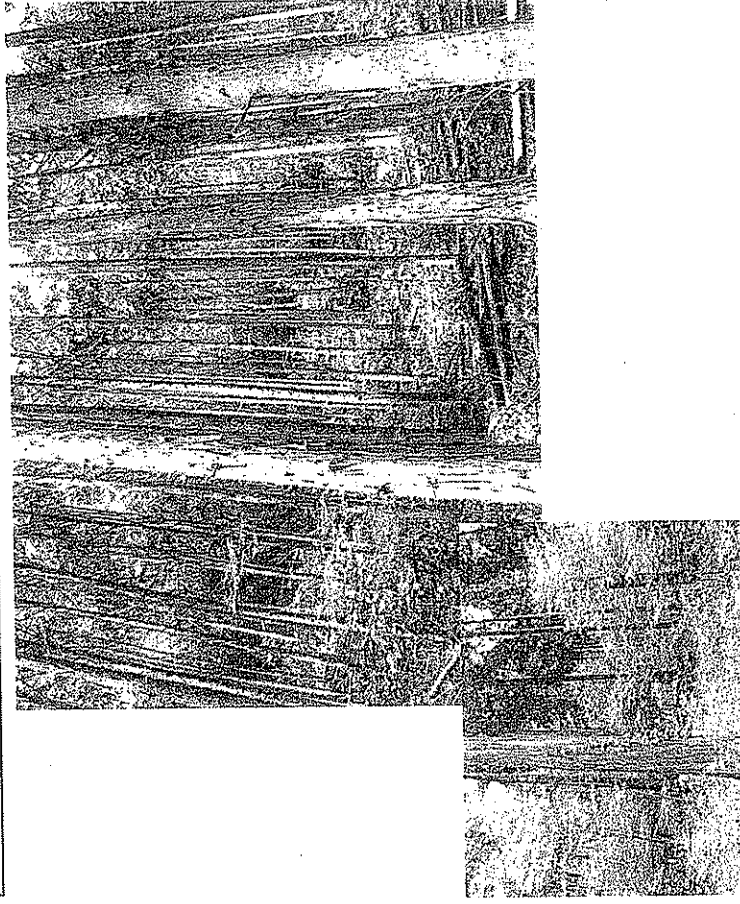
| 区分   | 平成18年度                | (参考)平成17年度            |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 林道事業 | 12,271 m <sup>3</sup> | 14,011 m <sup>3</sup> |
| 治山事業 | 38,438 m <sup>3</sup> | 37,771 m <sup>3</sup> |
| 計    | 50,709 m <sup>3</sup> | 51,782 m <sup>3</sup> |

参考：表-5の平成18年度に使用した木材・木製品には、約10.1千トンの炭素（約37.2千トンの二酸化炭素；全てスギを使用したと仮定）を蓄えており、二酸化炭素の吸収源である森林としてこれまで蓄えられ、地球温暖化防止に寄与した上で、さらに石油等の化石系の資源を消費することなく、引続き木材・木製品として利用されることにより、長期にわたって寄与するものです。

事例 間伐や育成複層林施業の推進

四国森林管理局等では、地球温暖化防止森林吸収源対策に向け、二酸化炭素を吸収・貯蔵する健全な森林の整備・保全のため、積極的な間伐等の実施や複層林化に取り組んでいます。

(四国森林管理局・中部森林管理局)



場所：香川県さぬき市兼割国有林（右上）

愛知県北設楽郡設楽町殺戸国有林（左下）

説明：写真は、間伐を実施している林内（右上）と、ヒノキ人工林の上層木とブナ・ナラ等の下層木で構成される複層林（左下）へ誘導している様子です。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

事例 森林炭素貯留量の測定会

北海道森林管理局では、公募により一般の方々から参加者を募り、森林の炭素貯留量の測定会を開催しました。  
測定会では、実際に森林の炭素貯留量を測定し、国民一人あたりの年間の二酸化炭素排出量と比較することにより、参加者の方々に、地球温暖化防止の上で森林による二酸化炭素の吸収が大きな役割を果たしていることに理解を深めていただきました。

(北海道森林管理局)



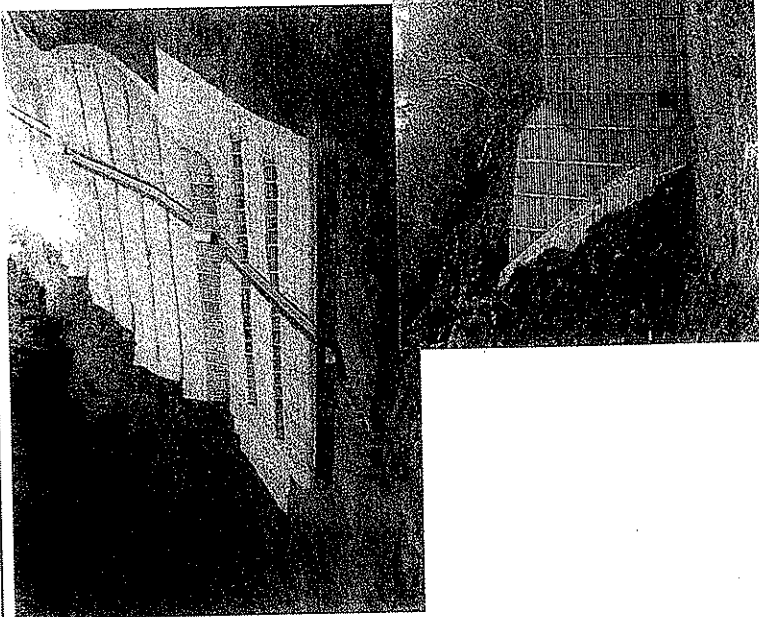
場所：北海道 川部和 寒国国有林 (上川北部森林管理署管内)

説明：写真は、森林の炭素貯留量を算出するため、参加した方々が、職員の指導を得ながら樹木の高さを測っている様子です。

事例 地球温暖化防止に寄与する間伐材利用の推進

秋田森林管理署では、管内の治山工事や路網整備の実施に当たっては、治山ダムのコンクリート型枠や土留工などの資材に間伐材を積極的に使用することを通じて、木材利用の推進による地球温暖化の防止に努めています。

(東北森林管理局 秋田森林管理署)



場所：秋田県秋田市 仁別沢国有林

説明：写真は、コンクリート型枠に間伐材を使用した山腹工(左上)と溪間工(右下)の様子です。

## 2 国有林野の維持及び保存



2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

① 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、自治体、警察、ボランティア団体など地域のさまざま関係者と連携を図りながら森林の巡視や清掃活動などを行っており、特に、7月を『「国民の森林」クリーン月間』として設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、平成18年度からは、世界自然遺産や日本百名山のように入込者が集中し、植生の荒廃等が懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポーター・スタッフ（森林保護員）による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

表-6 「国民の森林」クリーン活動の実施状況

|         | 平成18年度 | 平成17年度 |
|---------|--------|--------|
| 実施箇所数   | 277    | 213    |
| 参加者数（人） | 26,351 | 19,785 |

事例 世界自然遺産における森林保護員の活動

網走南部森林管理署では、世界自然遺産に登録され入込者が増加している知床半島において、グリーン・サポーター・スタッフ（森林保護員）による植生荒廃の防止に取り組んでいます。

平成18年度には、植生の保全のための巡視を実施するとともに、入込者に対して、利用マナーを記したチラシを配布するなど、貴重な森林生態系の保全管理に関する普及啓発活動にも取り組みました。

(北海道森林管理局 網走南部森林管理署)



場所：北海道斜里郡斜里町

説明：写真は、グリーン・サポーター・スタッフが、入込者に対してチラシを配布し、普及啓発に取り組んでいる様子です。

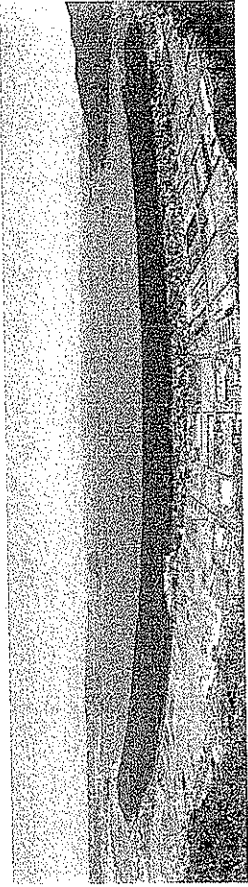
② 森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めています。昭和54年度の149千 $m^3$ をピークに減少傾向にあります。平成18年度の被害量は、前年度よりも6.8千 $m^3$ 減少し、38.7千 $m^3$ となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するため、被害木を伐採して薬剤を散布する伐倒駆除等の被害対策を、地方自治体や地域住民の皆さんと連携をとりながら進めています。

**事例 国の特別名勝「虹の松原」における松くい虫被害対策の実施**  
佐賀森林管理署では、国の特別名勝にも指定され、貴重なマツ林として守り育ててきた「虹の松原」を今後とも保護していくため、薬剤の空中散布や地上散布などによる松くい虫の被害対策に取り組んでいます。この事業の実施に当たっては、佐賀県や唐津市、地域住民の方々の理解と協力を得ながら進めています。

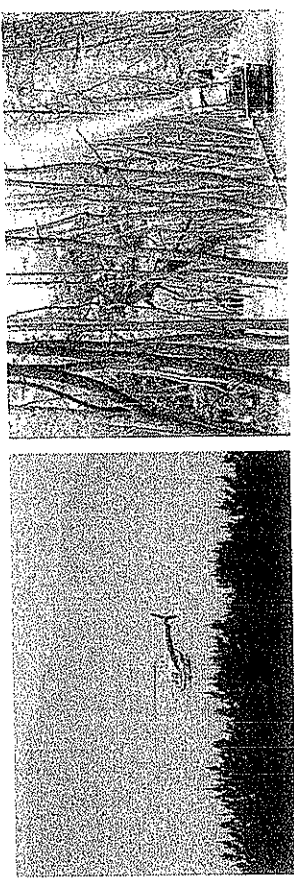
(九州森林管理局 佐賀森林管理署)



表一7 松くい虫被害の状況と対策

| 区分                 | 平成18年度 | (参考)平成17年度 |
|--------------------|--------|------------|
| 松くい虫被害量 (千 $m^3$ ) | 38.7   | 45.5       |
| 特別防除 (ha)          | 2,868  | 3,079      |
| 地上散布 (ha)          | 1,315  | 1,231      |
| 伐倒駆除 (千 $m^3$ )    | 15.0   | 18.7       |
| 特別伐倒駆除 (千 $m^3$ )  | 4.2    | 4.8        |

- 注：1 特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除することである。  
2 地上散布とは、地上から動力噴霧機などを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除することである。  
3 伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤をかけたり、くん蒸して、カミキリの幼虫を駆除することである。  
4 特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、細かく砕いてチップにしたり、燃やして、カミキリの幼虫を駆除することである。



**場所：**佐賀県唐津市 鏡虹ノ松原国有林  
**説明：**写真は、虹の松原の全景（約240ha）（上）と空中散布（左下）と地上散布（右下）の様子です。



③ 保安林の適切な管理

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布していることから、国土保全や水源かん養の上で重要な森林が多く存在しています。

このため、平成18年度末では、国有林野面積の88%に当たる669万haが保安林に指定されており、これは我が国の保安林全体の57%に当たります。

これらの保安林においては、伐採等が制限されています。また、保安林としての機能の維持・向上のため、間伐や複層林への誘導等の森林整備を積極的に進めるとともに、効率的な管理のための路網の整備や、山腹崩壊防止などのため治山施設の設置を行っています。

事例 潮害防備保安林の整備

安芸森林管理署では、平成16年の台風23号により高波の被害を受けた潮害防備保安林において、飛砂、潮風、高潮等の被害の防止といった保安林の早期回復のための整備を進めており、平成18年度には、保安林の機能の早期回復を図るため、通常のものよりも大きな高さ2mのウバメガシの苗木約1千本を植栽しました。

(四国森林管理局 安芸森林管理署)



場所：高知県室戸市 千ヶ谷 国有林

説明：写真は、潮害防備保安林の機能を回復するための植栽を行った様子です。

表-8 保安林の指定状況 (単位：万ha、%)

| 保安林の種類  | 総面積        | うち 国有林野 |
|---|------------|---------|
| 水源かん養   | 887        | 549     |
| 土砂流出防備  | 249        | 106     |
| 土砂崩壊防備  | 6          | 2       |
| その他の保安林<br><small>崩砂防備、朝風、水害防備、潮害防備、干害防備、<br/>崩壊、防砂、なだれ防止、落石防止、防火、<br/>鳥つま、薪行目保、保樹、風致</small> | 107        | 47      |
| 合計(延面積)   | 1,249      | 704     |
| (実面積)   | 1,176[100] | 669[57] |

注：1 平成18年度末現在の数値であり、国有林野面積には官行造林地を含まない。

2 [ ] 番は、全保安林面積に占める割合 (%) である。

表一 平成18年度に新たに設定または拡張した保護林の概要

| 名称(所在地)                                       | 面積(ha)  | 概要  |
|---|---------|---|
| 恐山地森林生態系保護地域<br>(青森県むつ市)                      | 5,538   | 宇曾利山湖を取り巻く恐山山地において、種高とともにヒバが優占する森林からヒバ・ブナ混交林へ、さらにブナ純林へ移行する特異な森林生態系を有している。   |
| 奥会津森林生態系保護地域<br>(福島県大沼郡金山町、南会津郡只見町、南会津町、檜枝岐村) | 83,891  | イヌワシ、クマタカなど希少な猛禽類の代表的な生息・繁殖地。種性は亜高山性針葉樹林であるオオシラビソ、ダケカカバシラビソ、中間にタイプの異なるブナ、ミズナラ等、豊かな冷温帯落葉広葉樹林をほさみ、低地にはコナラ、アカシデ等の中間温帯林により構成。ブナが生育しない急峻な雪崩地帯には、ミヤマナラ等の自然低木林(雪崩種生)が生育している。 |
| 飯豊山周辺森林生態系保護地域<br>(福島県喜多方市、耶麻郡西会津町)           | 18,343  |   |
| 吾妻山周辺森林生態系保護地域<br>(福島県耶麻郡猪苗代町、北塩原村)           | 8,198   |   |
| 小笠原諸島森林生態系保護地域<br>(東京都小笠原村)                   | 5,580   | 過去に一度も大陸と陸続きになつたことのない海洋島であり、独自の進化を遂げた特異な森林生態系を有している。  |
| 乗鞍岳特定地理等保護林<br>(長野県松本市、岐阜県高山市)                | 4,898   | 乗鞍岳山頂部に広がる火山群、カルデラ(湖沼)等の特徴ある地形・地質と亜高山帯から高山帯に分布する種生等により構成される森林系、景観等を保護する。  |
| 南木曾岳植物群落保護林<br>(長野県木曾郡南木曾町)                   | 673     | 南木曾岳山頂部周辺は木曾ヒノキ、コウヤマキ、ネウウチ等が生育し、林床にはキョウママンシヤクナゲ等が生育するなど深層風化花崗岩からなる急峻な山岳地形と相まつた木曾谷南部の典型的な森林生態系を保護する。   |
| のりくら郷士の森<br>(岐阜県高山市)                          | 615     | 五色ヶ原地区は、乗鞍岳山麓に位置し、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹からシラベ、トウヒ等の亜高山樹種で構成され、地元住民が、古くから自然とともに暮らし守ってきたエリアであり、郷士の象徴として保護する。  |
| 合計 8箇所  | 127,736 |   |

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

① 保護林の設定及び保全・管理の推進

国有林野には、世界遺産<sup>①</sup>に登録された屋久島、白神山地や知床半島をはじめ、原生的な森林生態系や貴重な動植物種が生息・生育する森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年に保護林制度を発足させ、それ以来、こうした貴重な森林を保護林に設定し、その保全・管理に努めてきました。

平成18年度には、小笠原諸島と恐山山地において既設の森林生態系保護地域を拡張しました。また、尾瀬地域を含む奥会津においては、既設保護林の再編を含め、8万4千haに及ぶ全国一の面積を有する森林生態系保護地域を設定するなど、地域において特徴のある貴重な天然林など8箇所において保護林を設定・拡張しました。この結果、平成18年度末には、既設保護林を拡充した分もあわせると保護林面積は9万5千ha増加し、77万8千haとなりました。

さらに、これらの保護林の適切な保全・管理の一環として、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための保護冊の設置等も進めています。

表一10 保護林の設定状況

| 保護林の種類      |                                 | 目的  | 箇所数 | 面積 |
|-------------|---------------------------------|-----|-----|----|
| 森林生態系保護地域   | 森林生態系の保存、野生動物植物の保護、生物遺伝資源の保存    | 28  | 494 |    |
| 森林生物遺伝資源保存林 | 森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存          | 12  | 35  |    |
| 林木遺伝資源保存林   | 林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存               | 324 | 9   |    |
| 植物群落保護林     | 希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存         | 363 | 181 |    |
| 特定動物生息地保護林  | 希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護        | 36  | 21  |    |
| 特定地理等保護林    | 岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護 | 35  | 35  |    |
| 郷土の森        | 地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存          | 35  | 4   |    |
| 合計          |                                 | 833 | 778 |    |

注：平成19年4月1日現在の数値である。

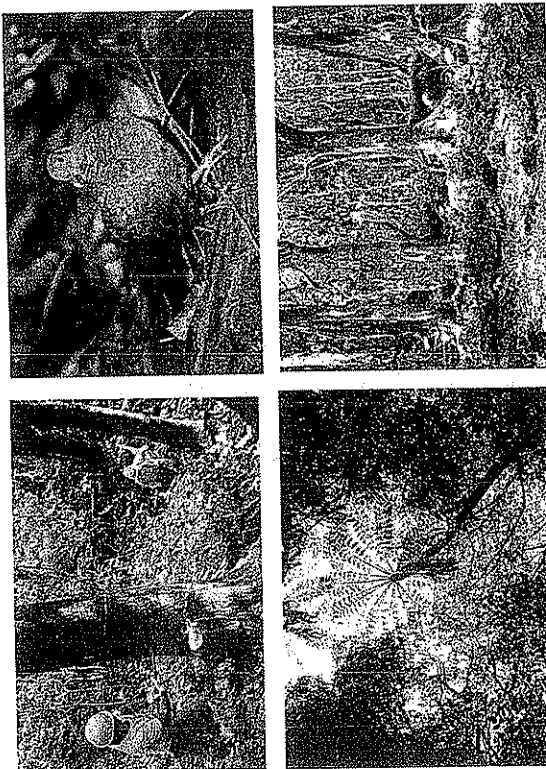
事例 小笠原諸島森林生態系保護地域の設定

小笠原諸島は、太平洋上に孤立した30余りの小島から成る海洋島であり、優れた景観を呈するとともに世界的にも貴重な固有の動植物が生息・生育しています。また、外来種による固有種の減少・絶滅などの影響が懸念されており、その保護を求める声が高まっています。

このため、関東森林管理局では、小笠原諸島における保護林の再編・拡充を図ることとし、国有林のうち約8割に相当する区域約5.6千haを対象に、森林生態系保護地域に設定するとともに、外来植物の分布調査とあわせて、巻き枯らし等による外来種対策を計画的に推進しています。

なお、平成19年1月には、我が国の世界遺産暫定一覧表に「小笠原諸島」を自然遺産として記載しました。

(関東森林管理局)



場所：東京都小笠原村 小笠原国有林

説明：写真は、固有種の生育環境に影響を及ぼしている外来種であるアカギの巻き枯らしによる駆除（左上）、小笠原諸島の固有種で絶滅危機種に指定されているアカギシラカラスバト（右上）と、母島の廻性高木林（下2枚）の様子です。

② 「緑の回廊」の整備の推進

国有林野事業では、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群<sup>③</sup>の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林（31ページ参照）相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しています。

緑の回廊においては、人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施策を行っています。また、森林の状態で野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施しています。

また、国有林だけでは緑の回廊としての幅が確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼しながら、緑の回廊を設定するよう努めています。

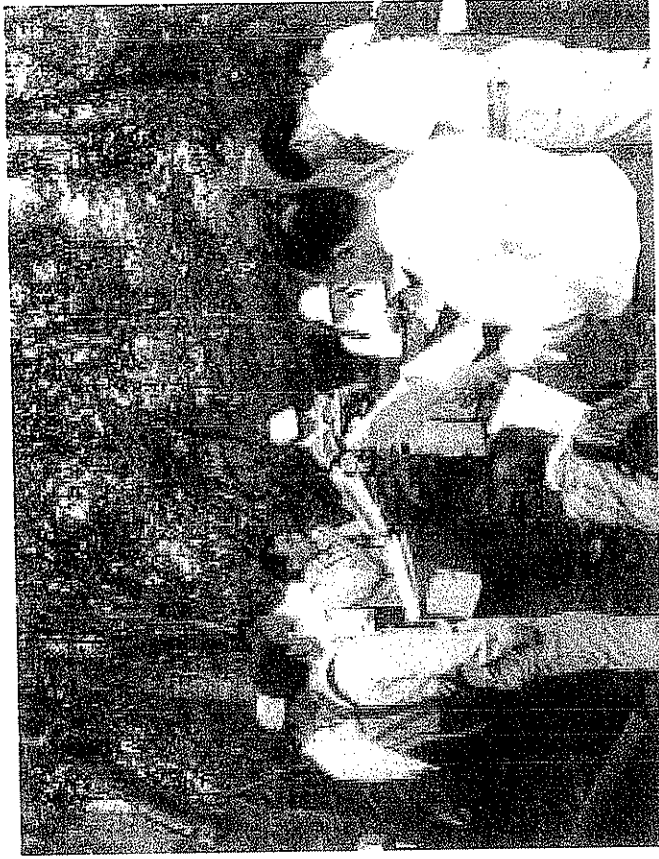
平成18年度には、奥羽山脈から越後山脈を経て三国山脈等につながる連続性を確保し、緑の回廊のネットワーク化を推進する拠点として重要となっていた会津山地や、民有林とも連携して野生鳥獣との共生を目指した森林づくりを推進する東中国山地において、新たに緑の回廊を設定しました。

事例 「東中国山地緑の回廊」の設定

日本海側におけるブナ林の西限付近に位置する東中国山地には、スギの天然林が生育するとともに、ツキノワグマやイヌワシが生息するなど、貴重な森林生態系が存在しています。

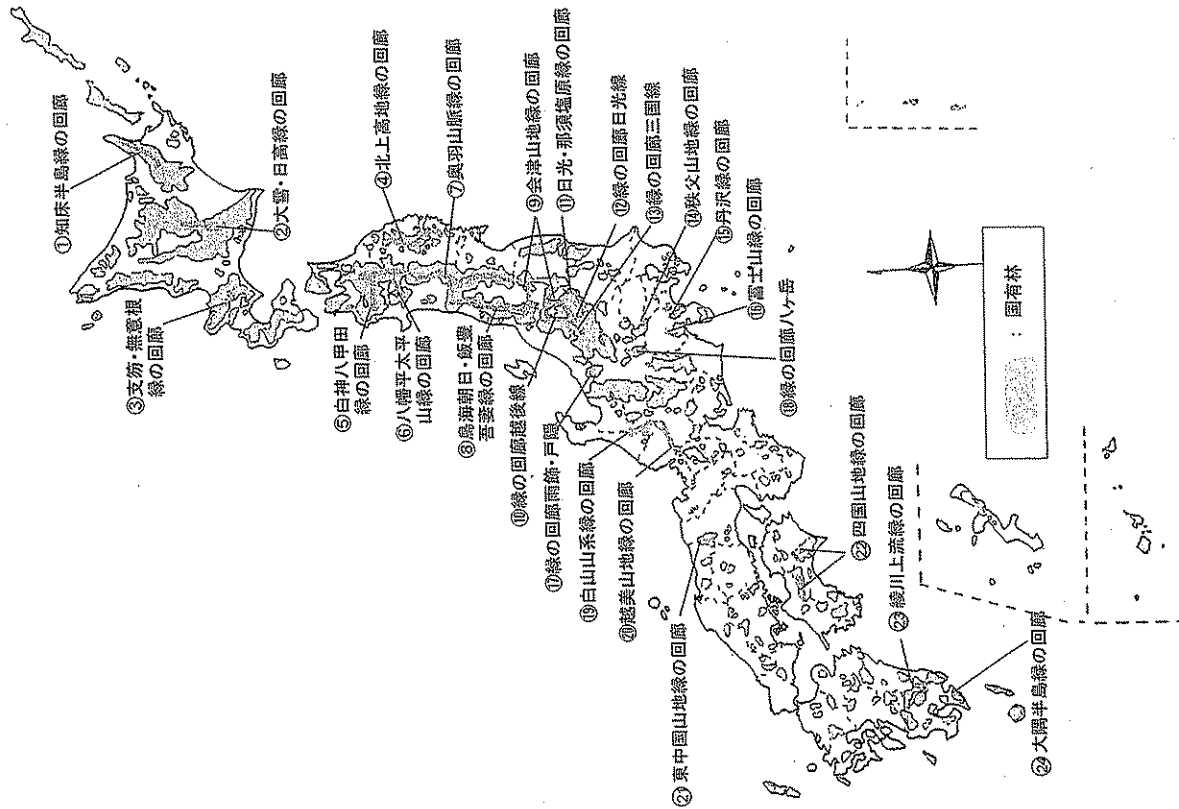
このため、近畿中国森林管理局では、民有林関係者と連携し、効果的に野生鳥獣との共生を目指した森林づくりを進めるため、民有林約0.9千haを含む約7.6千haの区域を、「東中国山地緑の回廊」として設定しました。

（近畿中国森林管理局）



場所：兵庫県美方郡新温泉町 畑ヶ平国有林（兵庫森林管理署管内）  
説明：写真は、現地において設定委員会を開催している様子です。

図一4 緑の回廊位置図（平成19年4月1日現在）



表一11 緑の回廊の設定状況

| 名称            | 面積 (千ha) | 延長 (km) | 場所等                              |
|---------------|----------|---------|----------------------------------|
| 知床半島緑の回廊      | 12       | 36      | 北海道斜里郡斜里町、目梨郡羅臼町ほか               |
| 大隅・日高緑の回廊     | 19       | 83      | 北海道空知郡南富良野町、沙流郡日高町ほか             |
| 支笏・無意根緑の回廊    | 7        | 30      | 北海道札幌市、虻田郡京極町ほか                  |
| 北上高地緑の回廊      | 27       | 150     | 岩手県九戸郡山形村、大船渡市ほか                 |
| 白神八甲田緑の回廊     | 22       | 50      | 青森県中津軽郡西目屋村、秋田県大館市ほか             |
| 八幡平太平洋山緑の回廊   | 11       | 60      | 秋田県秋田市、大仙市、北秋田市、鹿角市              |
| 奥羽山脈緑の回廊      | 73       | 400     | 青森県南津軽郡平賀町、秋田県仙北市、山形県最上郡金山町ほか    |
| 鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊 | 58       | 260     | 秋田県平鹿郡雄勝町、山形県米沢市ほか               |
| 会津山地緑の回廊      | 105      | 100     | 福島県大沼郡昭和村ほか                      |
| 緑の回廊越後線       | 16       | 70      | 福島県大沼郡金山町、新潟県魚沼市ほか               |
| 日光・那須塩原緑の回廊   | 18       | 75      | 栃木県日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町ほか        |
| 緑の回廊日光緑       | 11       | 38      | 栃木県日光市ほか                         |
| 緑の回廊三国緑       | 13       | 52      | 群馬県利根郡みなかみ町、新潟県魚沼郡湯沢町ほか          |
| 秩父山地緑の回廊      | 6        | 44      | 埼玉県秩父市                           |
| 丹沢緑の回廊        | 4        | 43      | 神奈川県足柄上郡山北町ほか                    |
| 富士山緑の回廊       | 2        | 24      | 静岡県富士宮市ほか                        |
| 緑の回廊雨飾・戸隠     | 4        | 17      | 長野県北安曇郡小谷村、長野市ほか                 |
| 緑の回廊八ヶ岳       | 6        | 21      | 長野県茅野市ほか                         |
| 白山系緑の回廊       | 43       | 70      | 富山県南砺市、岐阜県大野郡白川村、石川県金沢市、福井県大野市ほか |
| 越美山地緑の回廊      | 24       | 66      | 福井県南越前町、和泉村、岐阜県本巣市、揖斐川町ほか        |
| 東中国山地緑の回廊     | 6        | 42      | 兵庫県美方郡新温泉町、鳥取県鳥取市ほか              |
| 四国山地緑の回廊      | 18       | 128     | 石川県地区（愛媛県、高知県）及び岡山地区（高知県、徳島県）    |
| 綾川上流緑の回廊      | 2        | 5       | 宮崎県小林市、東諸県郡綾町、国富町                |
| 大隅半島緑の回廊      | 1        | 22      | 鹿児島県肝野郡肝付町、錦江町ほか                 |
| 合計 24箇所       | 509      |         |                                  |

注：1 面積、延長、場所等は、平成19年4月1日現在のデータである。

2 国有林「緑の回廊」の面積を記載。

③ 野生動植物の保護管理の推進

国有林野内に生息・生育する貴重な野生動植物の保護等を進めるため、「希少野生動植物種保護管理事業」や「保護林保全緊急対策事業」等を実施し、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備等を進めています。

平成18年度には、ホテイヤツモリソウ等の高山植物やヒメバラモミ等の絶滅危惧種の保護・保全活動を関係機関と連携して実施しました。

また、クマガワの生息環境に配慮した森林施業を推進するため、「クマガワ生息森林のための取扱方針」を定めました。

表-12 貴重な野生動植物の生息・生育環境の調査等の事例  
概要

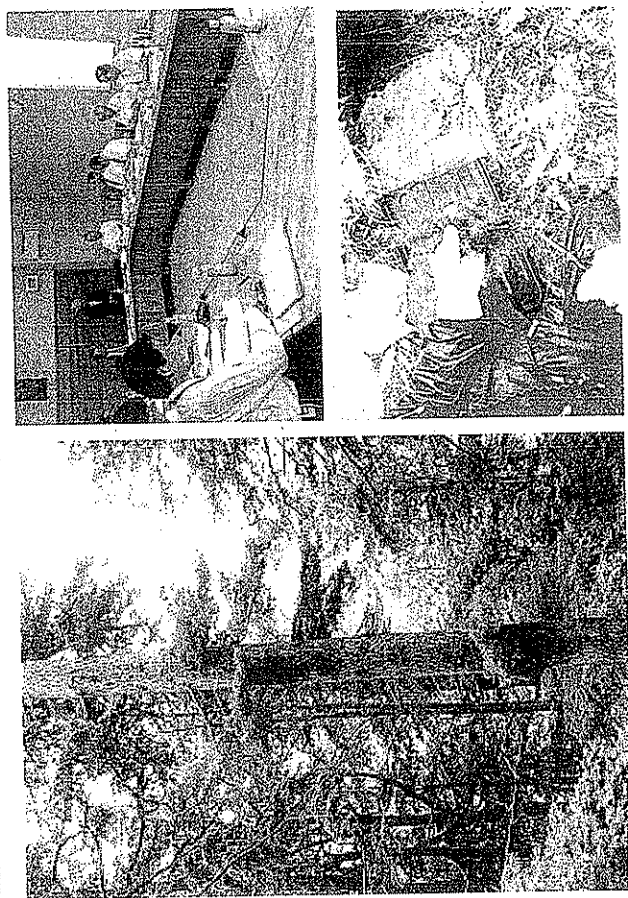
| 対象                                    | 概要   |
|---------------------------------------|--|
| ホテイヤツモリソウ<br>(北海道森林管理局)               | 政令指定種であり、絶滅危惧種であるホテイヤツモリソウ等の生育状況のモニタリングのため、保護林内において植生調査を実施                           |
| クマタカ<br>(東北森林管理局)                     | 絶滅危惧種であるクマタカの生息地周辺の自然的・社会的条件に関する基礎調査及び生息・生育環境の詳細な調査を行い、現地に即した森林整備及び施業方法と保護管理手法の検討を実施 |
| アカマツとオオオタカ<br>(関東森林管理局)               | アカマツ林における猛禽類営巣使補木を中心に、松くい虫被害防除対策やかん木除去等営巣環境の保全を実施                                    |
| ヤンバルテナゴコガネ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ<br>(九州森林管理局) | 絶滅危惧種でありヤンバルの固有種である3種について、繁殖していくために必要な営巣木の保護や、餌となる動植物の保全のため、森林の保全・管理手法の検討及び生息環境調査を実施 |

事例 貴重な野生動植物種（ヒメバラモミ）の保護活動

中部森林管理局では、八ヶ岳と南アルプスの限られた地域だけに生育する絶滅危惧種ヒメバラモミの保護に取り組んでいます。

平成18年度には、学識経験者で構成する「ヒメバラモミ保護管理調査事業検討委員会」を開催し、採穂林の設定、採穂の個体数及び採穂の方法の考案方について方針を定めるとともに、その方針に基づいて、増殖のために必要なヒメバラモミ接ぎ穂<sup>ヒメ</sup>を採取し、苗木の育成に取り組みました。

(中部森林管理局)



場所：長野県伊那市(旧上伊那郡長谷村) 浦国有林(左)、長野県長野市(右上)、  
長野県諏訪郡富士見町 西岳国有林(右下)  
説明：写真は、生育しているヒメバラモミ(左)、「ヒメバラモミ保護管理調査事業検討委員会」(右上)、ヒメバラモミ接ぎ穂の採取(右下)の様子です。

- ④ 地域やNPO等との連携による保護活動の推進  
 地域住民や環境保護に関心が高いNPO等の皆さんと協力しながら国有林野内における貴重な野生動物植物の保護や自然環境の保全を進めていくため、高山植物の盗採掘の防止や希少野生動物植物の生息・生育環境の保全のための巡視の委嘱や、意見交換等を行っています。

表一13 巡視等の委嘱事例

| 委嘱相手                                    | 延べ委嘱数<br>(人日) | 主な活動内容   |
|---|---------------|--|
| 自然保護管理員<br>(北海道森林管理局)                   | 180           | レブニアツモリソウ群生地、礼文島西海岸植物群落保護林における希少野生動物植物種の盗掘防止、環境保全のための巡視                |
| 白馬村振興公社<br>槍ヶ岳観光<br>酒沢ヒュッテ<br>(中部森林管理局) | 486           | 白馬山国有林、上高地国有林外における希少野生動物のライチョウの保護活動、登山者へのマナー指導、高山植物の踏み荒らし防止等の巡視、ゴミの片付け |

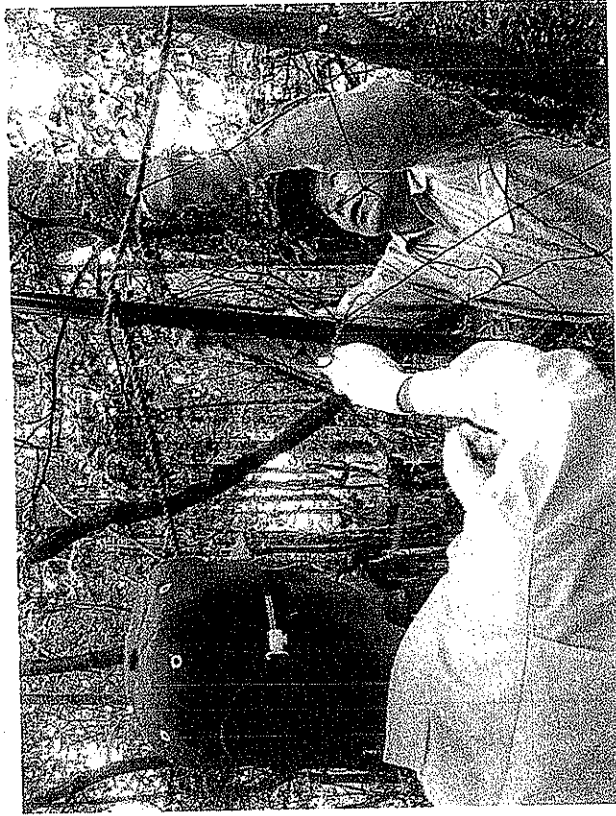
表一14 意見交換等の事例

| 地域                      | 内容   |
|-------------------------|--|
| 揖斐川・夜叉ヶ池<br>(近畿中国森林管理局) | 夜叉ヶ池の保護に関する現状、課題及び対策について、NPO団体、行政機関と意見交換(10回)を実施 |

事例 ポランティアの協力による防護ネットの作設

熊本南部森林管理署では、シカによる食害を受け下層植生が劣化している白髪岳植物群落保護林において、地元のボランティア団体や自治体との連携により、シカによる食害を防ぎ下層植生の回復を図るための防護ネットを作設しました。

(九州森林管理局 熊本南部森林管理署)



場所：熊本県球磨郡あさぎり町 白髪岳国有林

説明：写真は、ボランティアの方々の協力を得て防護ネットを作設している様子です。

表一15 環境行政関係者との連絡会議の開催事例

| 名称            | 局              | 環境行政関係  | 主な内容   |
|---------------|----------------|---|--|
| 北海道地方連絡会議     | 北海道            | 北海道地方環境事務所<br>ほか                                    | 緑の回廊整備、保護林保全・希少野生動物植物保護の取組、国立公園管理計画の改定、特定外来生物の取除、気味自然富野地域域の保護管理、シマフクロウ保護増進等についての情報・意見の交換 |
| 東北地方連絡会議      | 東北             | 東北地方環境事務所   | 地域管理経営計画の策定、グリーン・サポート・スタッフの取組、国立公園計画の見直し、国指定鳥獣保護区の設定等についての情報・意見の交換                       |
| 関東地方連絡会議      | 関東             | 東北地方環境事務所<br>関東地方環境事務所<br>ほか                        | 新たな森林・林業基本計画、全国森林計画や小笠原諸島森林生態系保護地域、緑の回廊の新設の取組等についての情報・意見の交換                              |
| 中部地方連絡会議      | 中部             | 関東地方環境事務所<br>中部地方環境事務所<br>ほか                        | 国立公園計画、国立公園内の施設整備、国立公園利用状況調査、野生動物保護管理等についての情報・意見の交換                                      |
| 近畿中国、四国地方連絡会議 | 近畿<br>中国<br>四国 | 中部地方環境事務所<br>近畿地方環境事務所<br>中国四国地方環境事務所<br>中国国所<br>ほか | 東中国山地緑の回廊の設定概要、屋島風景林の状況、国指定鳥獣保護区の更新、国立公園計画の点検、自然公園ふれあい全国大会等についての情報・意見の交換                 |
| 九州地方連絡会議      | 九州             | 九州地方環境事務所   | 国有林野の事業実施状況、保護林の設定状況、希少野生動物植物の保護管理、国指定鳥獣保護区の設定等についての情報・意見の交換                             |

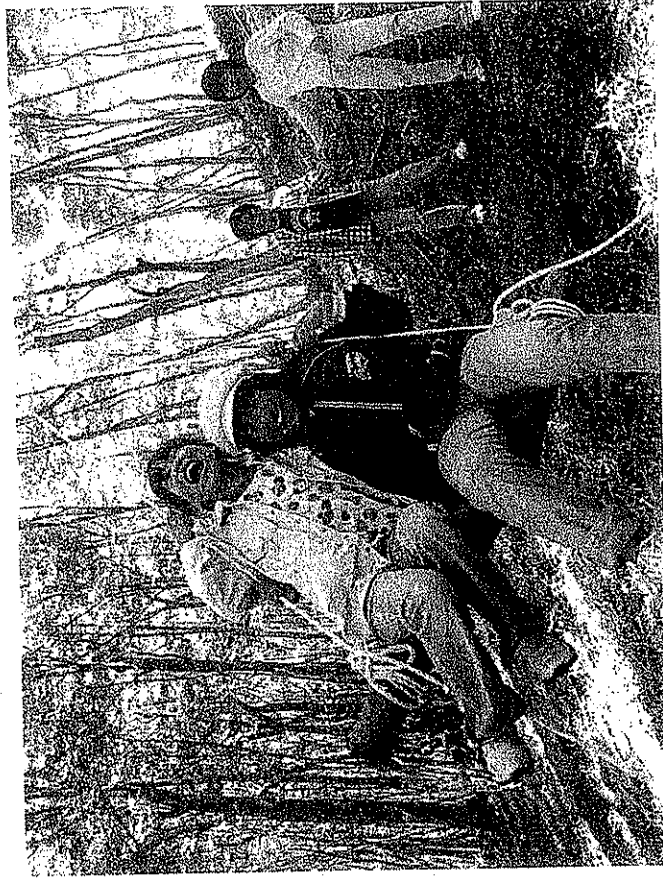
⑤ 環境行政との連携

国有林野の優れた自然環境を保全管理するため、希少野生動物植物保護管理事業（35ページ参照）や国立公園の整備事業等について、環境省や都道府県の環境行政関係者と連絡調整や意見交換を行っています。

また、森林管理局が主催する緑の回廊設定委員会等の各種検討会に環境行政関係者の参加を求めたり、地域管理経営計画案等の策定に先立つ連絡調整も行っています。



### 3 国有林野の林産物の供給



3 国有林野の林産物の供給

(1) 計画的な収穫の実施

国有林野事業では、木材等の林産物について、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めることを基本として、自然環境の保全等に十分な配慮を行いながら、持続的・計画的な供給に努めています。平成18年度には599万m<sup>3</sup>の木材を収穫しました。

また、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材や、木曽ヒノキ、天然秋田杉等の銘木の計画的な供給に努めています。

表-16 収穫の実施状況 (単位：万m<sup>3</sup>)

| 区分               | 平成18年度 | (参考)平成17年度 |
|------------------|--------|------------|
| 主伐 <sup>注)</sup> | 181    | 215        |
| 間伐               | 418    | 360        |
| 合計               | 599    | 574        |

注：計の不一致は、四捨五入による。

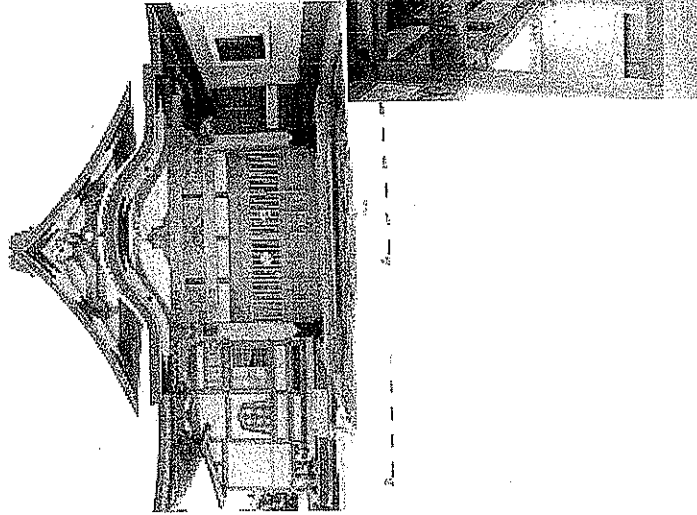
表-17 民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材(丸太)供給実績 (単位：万m<sup>3</sup>)

| 樹種名   | 平成18年度 | (参考)平成17年度 |
|-------|--------|------------|
| ヒバ    | 2.3    | 2.9        |
| 木曽ヒノキ | 0.6    | 0.5        |
| 天然秋田杉 | 0.2    | 0.2        |

事例 地域の社寺仏閣等伝統建造物建築への貢献

下北森林管理署は、日本三大霊場の一つである恐山<sup>おそらざん</sup>の入口になるむつ市大畑町に所在する優婆寺の本堂と位牌堂の老朽化による建て替えにあたり、青森ヒバの丸太75本、約77立方メートルを平成17年度に供給しました。優婆寺では、平成18年度から本堂と位牌堂の造営に着手し、平成19年夏の完成を目指しています。

(東北森林管理局 下北森林管理署)



場所：青森県むつ市大畑町

説明：写真は、国有林から供給された青森ヒバ材を使って造営している完成間近の本堂の外観（左上）と本堂の内部（右下）の様子です。

(2) 林産物等の販売

平成18年度の木材販売量は、立木販売<sup>※</sup>については79万m<sup>3</sup>減少して130万m<sup>3</sup>に、素材（丸太）販売<sup>※</sup>については25万m<sup>3</sup>増加して147万m<sup>3</sup>となりました。

販売に当たっては、集成材<sup>※</sup>・合板<sup>※</sup>工場や大手住宅メーカーへ納入している製材工場等、これまで主として外材を利用してきた大口の需要者に対して、原材料となる木材を安定的に供給する「システム販売」を推進することにより、国産材の需要拡大にも努めています。

このほか、インターネット等を活用し、迅速かつ広範囲に公売情報を提供したり、民間市場への素材販売の委託を行うなど樹材種の特質に応じた有利な販売や販路の拡大に努めるとともに、民間では供給が難しい文化財の修復のための資材販売を行っています。

このように、林産物等の販売に努力した結果、平成18年度の林産物等収入は237億円になりました。

表-18 林産物等販売の状況

| 区分      | 平成18年度 |     | (参考)平成17年度 |     |
|---------|--------|-----|------------|-----|
|         | 数量     | 金額  | 数量         | 金額  |
| 林産物等収入  | —      | 237 | —          | 215 |
| 立木販売    | 130    | 26  | 209        | 36  |
| 素材販売    | 147    | 191 | 122        | 165 |
| その他     | —      | 2   | —          | 2   |
| 分収林等    | 120    | 18  | 104        | 12  |
| (うち民収分) | (72)   | —   | (64)       | —   |

(単位：万m<sup>3</sup>、億円)

- 注：1 数量は、立木販売、分収林等については立木材積で、素材販売については素材（丸太）材積で示している。  
 2 その他は雑収である。  
 3 分収林等は、分収造林、分収育林、官行造林であり、金額はそれぞれの官収分となっている。  
 4 計の不一致は、四捨五入による。

表-19 国有林材の販売単価の動向

| 年度   | 平成  |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
|      | 12  | 13  | 14  | 15  |
| 立木販売 | 31  | 22  | 19  | 19  |
| 素材販売 | 337 | 358 | 264 | 225 |
|      |     |     | 192 | 135 |
|      |     |     | 17  | 18  |
|      |     |     | 14  | 15  |
|      |     |     | 18  | 15  |
|      |     |     | 135 | 130 |

(単位：百円/m<sup>3</sup>)

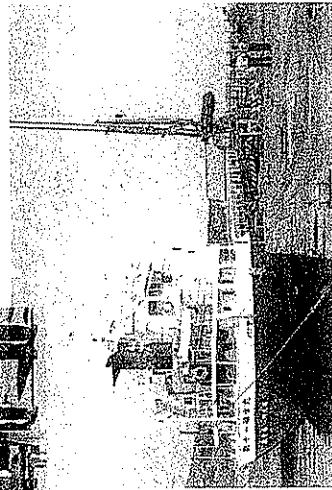
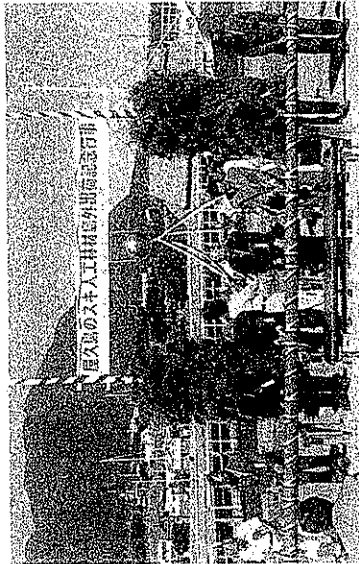
注：販売単価は、立木販売については立木材積単位、素材販売については素材（丸太）材積単位の年間平均単価（実績）で示している。

事例 離島からの人工林間伐材の島外出荷

近年、離島の人工林資源は充実してきており、こうした状況において、島内需要には限りがあること、また、船による輸送コストがかかり増しになることなどから、人工林材の島外出荷が課題になっていました。

このため、屋久島森林管理署では、島内のスギ人工林間伐材を島外需要に結びつけて山元に収益を還元するため、量をまとめて熊本県水俣市の合板工場と販売契約を結び、初めて島外に出荷しました。

(九州森林管理局 屋久島森林管理署)



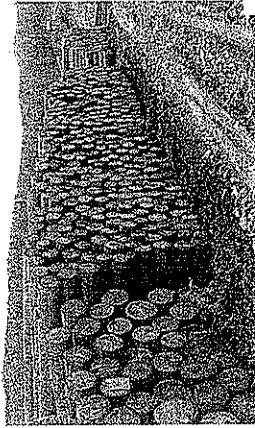
場 所：鹿児島県熊毛郡屋久町 安房港  
 説明：写真は、「屋久島のスギ人工林材島外出荷記念行事」（左上）とスギ人工林間伐材の船積み（右下）の様子です。

事例 地元合板工場への間伐材の安定供給

合板工場では、合板の需要の増加に対応するため、国産材の使用量を増やしており、加工技術の向上とあいまって、これまで利用が進まなかった間伐材やB材（曲がりなどの欠点がある木材）の利用も可能になり、木材資源の有効利用が図られてきています。

このため、三陸中部森林管理署では、間伐の積極的な実施の結果生産されるスギ、カラマツ及びアカマツの間伐材を地元合板工場に原材料として安定的に供給しています。

(東北森林管理局 三陸中部森林管理署)



場 所：岩手県釜石市 橋野第一国有林（左上）と合板工場のストックヤード（右下）の様子です。  
 説明：写真は、山元で搬出を待つ間伐材（左上）と合板工場のストックヤード（右下）の様子です。



#### 4 国有林野の活用

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進

① 国有林野の貸付け

農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体、地元住民の皆さん等に対して国有林野の貸付けを行っています。

平成18年度末現在で約8万haを貸し付けており、その内訳は、農地や採草放牧地が約2割、道路、電気、通信、ダム等の公用、公共用または公益事業用の施設用地が約5割を占めています。

表一20 国有林野の用途別貸付け状況

| 区 分          | (単位：ha)     |             |
|--------------|-------------|-------------|
|              | 平成18年度      | (修)平成17年度   |
| 農耕・採草放牧地     | 11,719(15)  | 11,465(15)  |
| 道路敷          | 15,023(20)  | 14,721(19)  |
| 電気・電気通信用事業用地 | 15,519(21)  | 15,558(21)  |
| ダム・堰堤敷       | 3,281(4)    | 3,305(4)    |
| 鉱業用地         | 982(1)      | 1,049(1)    |
| 森林空間総合利用事業用地 | 8,445(11)   | 8,601(11)   |
| その他          | 20,729(27)  | 20,984(28)  |
| 合 計          | 75,699(100) | 75,713(100) |

注：1 貸付け面積は、各年度期末現在の数値である。

2 平成18年度の実績は、見込み値である。

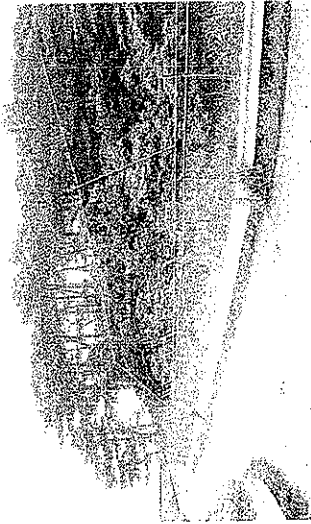
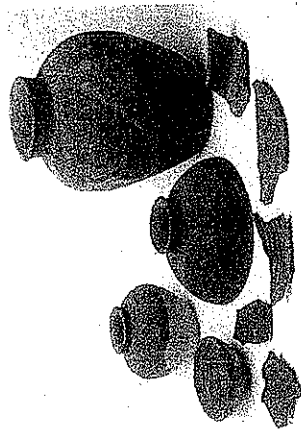
3 ( ) 書は、合計に占める用途別の比率(%)である。

4 計の不一致は、四捨五入による。

事例 国指定の史跡の維持、保存のための国有林野の貸付け

鹿児島森林管理署では、琉球列島全域に流通した中世の陶器の大規模な窯跡であり、その保存状況も良好で学術的価値も高いことから平成19年2月に国から史跡指定を受けた「カムイヤキ陶器窯跡」が所在する国有林野約0.6haについて、今後とも史跡が適切に維持、保存されるところに、地元伊仙町の郷土学習の場や観光拠点として活用されるよう、同町教育委員会に貸し付けました。

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)



場 所：鹿児島県大島郡伊仙町 阿三国有林

説 明：写真は、カムイヤキ古窯跡群から出土した陶器等（左上）と貸し付けた国有林（右下）の様子です。

② 林野・土地の売払い

庁舎、宿舍等の敷地については、国有林野事業の遂行に不可欠なものを除いて可能な限り売り払いことにしています。平成18年度には、23haを46億円で売り払いました。

また、森林、苗畑・貯木場の跡地等については、地域産業の振興や住民の福祉の向上等に必要な場合、公益的機能の発揮等に十分配慮しつつ売り払うことにしています。平成18年度には、ダム用地や都市住民のための緑地等として、903haを40億円で売り払いました。

なお、売払いに当たっては、ホームページや新聞広告等を活用して公売物件に関する最新情報を不動産業界等に提供するなど、様々な販売努力を行っています。

表-21 林野・土地の売払い状況 (単位：ha、億円)

| 区分 | 平成18年度 |    | 平成17年度 |     |
|----|--------|----|--------|-----|
|    | 面積     | 金額 | 面積     | 金額  |
| 林野 | 903    | 40 | 911    | 37  |
| 土地 | 23     | 46 | 28     | 95  |
| 計  | 927    | 86 | 939    | 132 |

表-22 林野の用途別売払い状況 (単位：ha)

| 区分       | 平成18年度 |       | 平成17年度 |       |
|----------|--------|-------|--------|-------|
|          | 面積     | 比率(%) | 面積     | 比率(%) |
| 所管換・所屬替  | 671    | (74)  | 560    | (61)  |
| 公用・公共事業用 | 127    | (14)  | 161    | (18)  |
| 産業振興用    | 36     | (4)   | 94     | (10)  |
| その他      | 69     | (8)   | 96     | (11)  |
| 合計       | 903    | (100) | 911    | (100) |

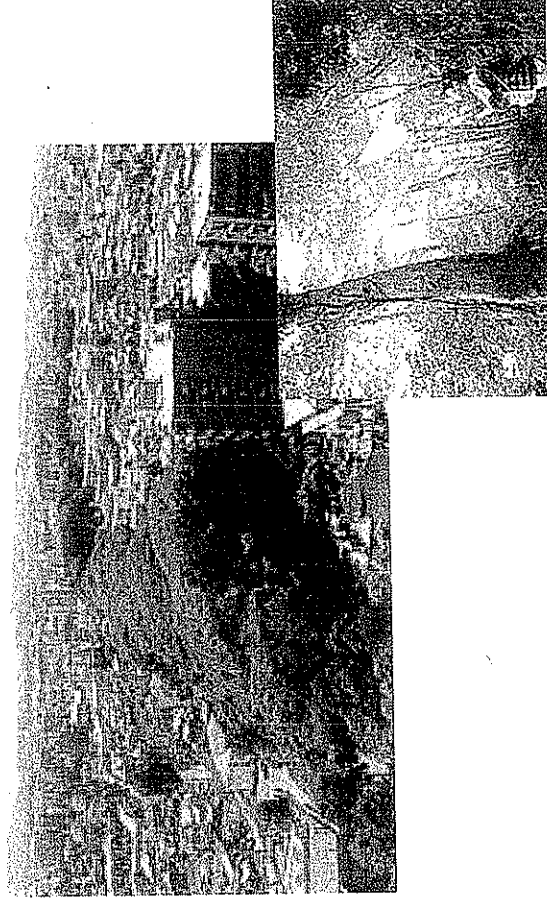
注：1 ( ) 裏は、合計に占める用途別の比率(%)である。  
 2 「所管換」とは、他省庁への売払い、「所屬替」とは、農林水産省内の他部局への売払いのことである。  
 3 計の不一致は、四捨五入による。

事例 都市住民のための緑地としての国有林の売払い

東北森林管理局では、市街地にグリーンベルト状に残された国有林を、仙台市に売り払いました。

当該地は、都市計画による風致地区にも指定され、ケヤキやヒノキが生い茂る市民の憩いの場として「台原緑地」の名称で親しまれており、今後、市では、この貴重な森林を市民の保健休養やレクリエーションの場として一層活用することとしています。

(東北森林管理局)



場所：宮城県仙台市青葉区  
 説明：写真は、売払箇所の遠景（左上）と林内（右下）の様子です。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定し、国民の皆さんに提供しています。

平成18年度には、延べ約1億4千万人の方々に利用していたいただきましたが、これからも利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして活用いただけるよう、レクリエーション対策に取り組んでいます。

このほか、「レクリエーションの森」では、利用者の方々に自主的に協力していただいている「森林環境整備推進協力金」も経費の一部として活用しつつ、国民の皆さんが快適に利用していただけるよう、森林や案内板・歩道等の整備、美化清掃、パンフレットの作成等を進めています。

表-23 レクリエーションの森の設定状況及び利用者数

| レクリエーションの森の種類 | 箇所数   | 面積 (千ha) | 利用者数 (百万人) | 代表地          |
|---------------|-------|----------|------------|--------------|
| 自然休養林         | 90    | 105      | 27         | 高尾山、赤沢、屋久島   |
| 自然観察教育林       | 164   | 31       | 16         | 箱根、堅井沢、上高地   |
| 風景林           | 531   | 181      | 45         | 摩周、嵐山、宮島     |
| 森林スポーツ林       | 63    | 7        | 1          | 風の松原、駒の仙、西之浦 |
| 野外スポーツ地域      | 218   | 52       | 32         | 南蔵王、玉原、苗場    |
| 風致探勝林         | 121   | 22       | 18         | 層雲峡、駒ヶ岳、穂高   |
| 合計            | 1,187 | 398      | 139        |              |

注：1 箇所数及び面積は、平成19年4月1日現在の数値であり、利用者数は、平成18年度の数値である。

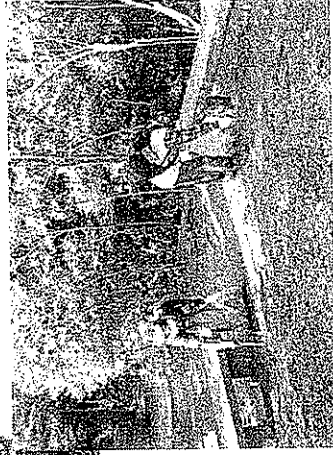
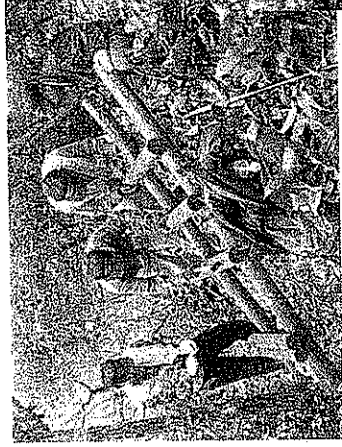
2 計の不一致は、四捨五入による。

事例 「レクリエーションの森」リフレッシュ対策の推進

岐阜森林管理署では、自然観察や散策の場として市民に親しまれている岐阜市の金華山周辺の国有林をより魅力あるフィールドとして提供していくため、岐阜市や森林ボランティア団体と連携した取組を行っています。

平成18年度は、登山道周辺の清掃美化活動や歩道の整備などを行うとともに、利用者のマナー向上や森林・自然環境の役割・重要性を知ってもらうための森林教室の開催など普及啓発活動に取り組ましました。

(中部森林管理局 岐阜森林管理署)

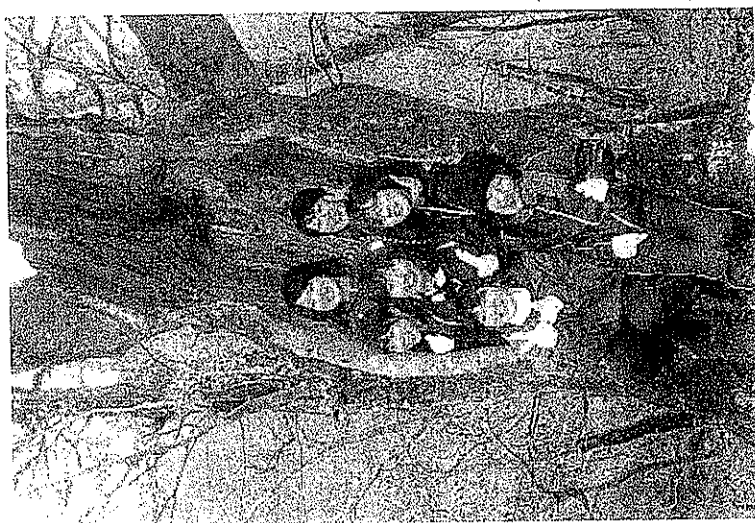


場所：岐阜県岐阜市 金華山国有林

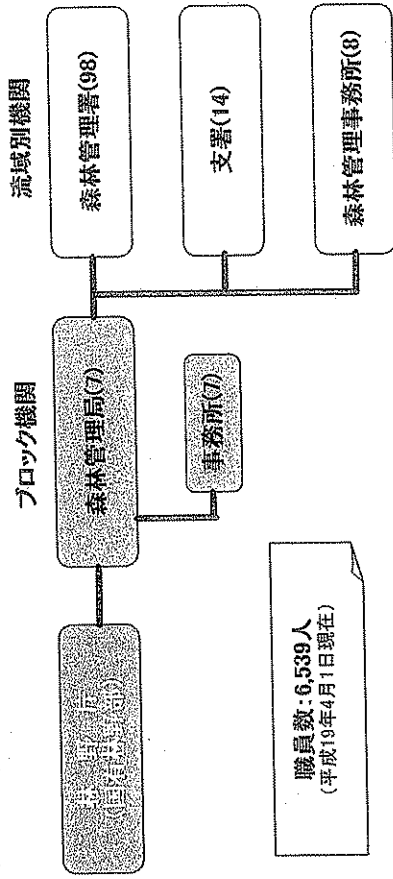
説明：写真は、ハイキングコース上のハシゴ階段の設置（左上）と登山道の清掃美化活動（右下）の様子です。



## 5 国有林野の事業運営



図一5 管理経営の事業実施体制



5 国有林野の事業運営

(1) 管理経営の事業実施体制

国有林野事業は、ブロック単位の7森林管理局、流域単位の98森林管理署の下で、民間事業者に委託できる業務は基本的に委託するとともに、ITの活用などに取り組み、効率的な管理経営に努めています。

なお、事業運営に当たっては、公共調達に関する入札・契約の適正化を推進するため、関連通知の整備や、森林管理局において四半期毎に随意契約の監査結果を入札監視委員会に報告する体制強化等に取り組みました。

① 民間委託の推進

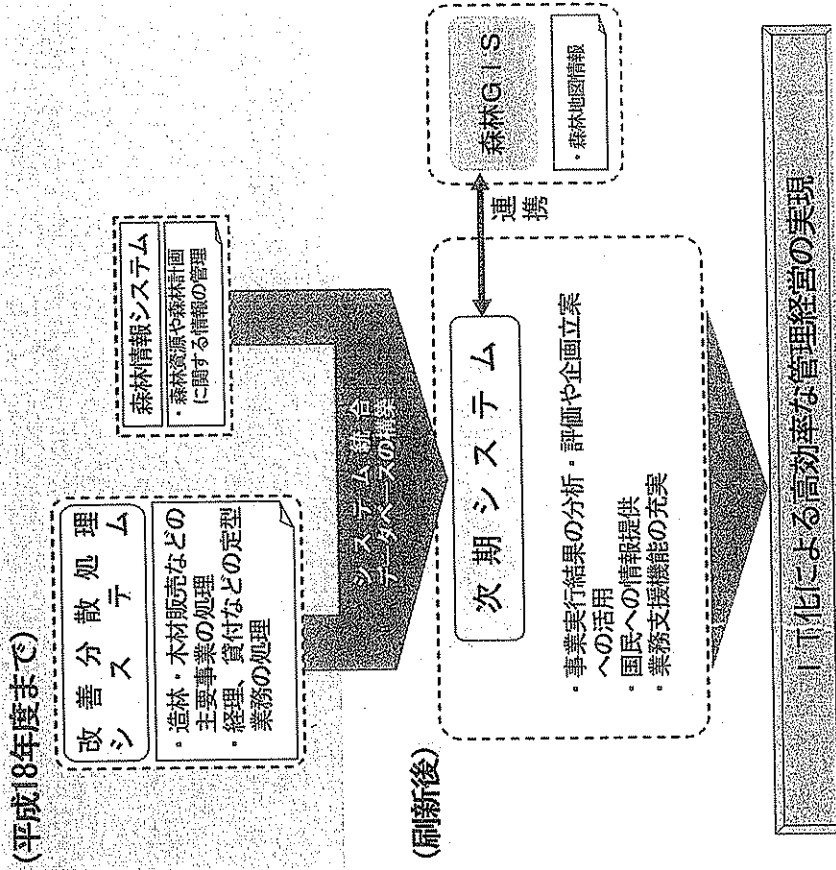
特に、伐採、造林等の実施行為については、民間事業者への委託化を基本としており、平成18年度は、伐採（素材生産）のすべてに加え、人工造林、保育（下刈）についてもそのほとんどを民間委託により実施しました。

表一24 民間委託の実施状況

| 区分       | 平成18年度                     | 平成17年度<br>(参考)             |
|----------|----------------------------|----------------------------|
| 伐採(素材生産) | 1,527fm <sup>a</sup>       | 1,213fm <sup>a</sup>       |
| 委託       | 1,527fm <sup>a</sup> (100) | 1,213fm <sup>a</sup> (100) |
| 人工造林     | 3,975ha                    | 2,739ha                    |
| 委託       | 3,836ha (97)               | 2,615ha (95)               |
| 保育(下刈)   | 76,160ha                   | 81,868ha                   |
| 委託       | 75,382ha (99)              | 80,723ha (99)              |

注: 1 ( )書は、全体に占める委託の割合(%)である。  
2 分収造林における実績は含まない。

図一6 業務・システムの刷新（イメージ）



表一25 労働災害の発生状況

| 区分             | 災害発生件数 |    | 度数率 | 強度率          |
|----------------|--------|----|-----|--------------|
|                | 死亡     | 重傷 |     |              |
| 平成18年度         | 0      | 18 | 44  | 4.71         |
| 平成17年度<br>(参考) | 0      | 21 | 42  | 4.62         |
| 合計             | 0      | 62 | 63  | 0.06<br>0.04 |

注：1 度数率＝災害件数／実労働延時間数×1,000,000  
2 強度率＝労働損失日数／実労働延時間数×1,000

② ITの活用

「事務改善・OA化5カ年計画」（平成16～20年度）に基づき、事務の簡素化やOA化等による事務処理の効率化に取り組みんでいます。

平成18年度は、業務・システムの刷新に向けた事務処理システム開発を進めたほか、森林GIS<sup>※</sup>の整備などに引き続き取り組みました。

③ 労働安全衛生の確保

重大災害の根絶はもとより、新たに策定した心の健康づくり対策にも力を入れるなど、労働安全の確保と心身両面にわたる健康づくりを進めています。

平成18年度は、労働災害の発生件数が平成17年度より減少したものの、災害の発生頻度を示す度数率や災害の強度を示す強度率は若干高くなりました。

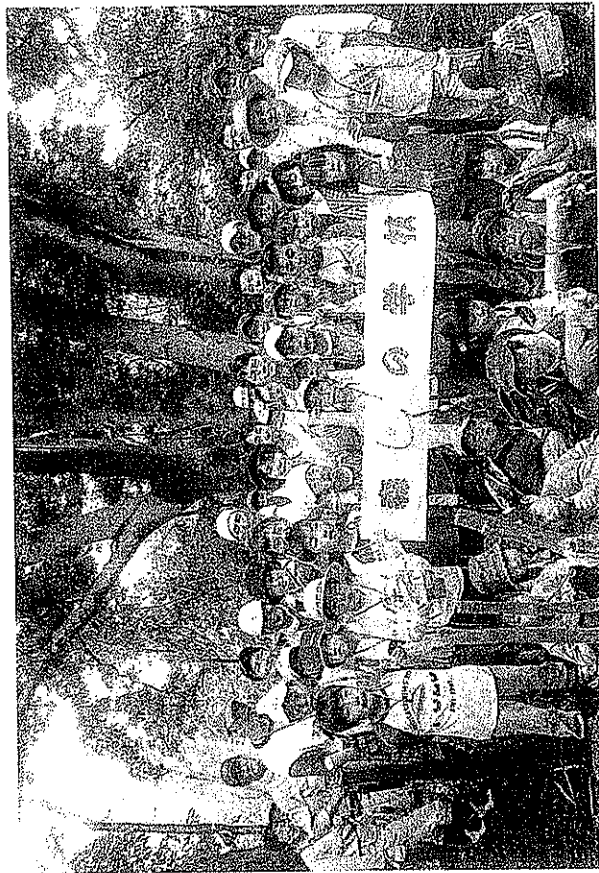
表-26 平成18年度の国有林野事業の収支

| 収 入            |        | 出          |             |
|----------------|--------|------------|-------------|
|                |        | 平 成 18 年 度 | 平 成 17 年 度  |
| 科 目            | 18 年 度 | 17 年 度     | 前 年 度 と の 差 |
| 事業物等販売収入       | 336    | 355        | △ 19        |
| 林産物等販売収入       | 237    | 215        | △ 22        |
| 林野等代料等収入       | 99     | 140        | △ 41        |
| 財産貸付料等収入       | 57     | 62         | △ 5         |
| 雑収入            | 11     | 14         | △ 4         |
| 国有林野事業雑収入      | 11     | 14         | △ 4         |
| 治山事業雑収入        | 0      | —          | △ 0         |
| 一般会計より受入       | 1,734  | 1,106      | △ 628       |
| 事業施設管理費財源      | 575    | 497        | △ 79        |
| 公益林等保全管理費財源    | 332    | 335        | △ 3         |
| 利子収入           | 267    | 275        | △ 7         |
| 治山事業費財源        | 560    | —          | △ 560       |
| 地方公共団体工事費負担金収入 | 37     | —          | △ 37        |
| 前年度剰余金受入       | 7      | —          | △ 7         |
| 治山勘定より受入       | —      | 134        | △ 134       |
| 借入             | 2,086  | 1,909      | △ 177       |
| 新規借入           | 0      | 0          | △ 0         |
| 借換             | 2,086  | 1,909      | △ 177       |
| 合 計            | 4,268  | 3,590      | △ 687       |
| 支 出            |        |            |             |
| 人員内職員給与等       | 733    | 760        | △ 27        |
| 林野基幹作業職員給与等    | 518    | 541        | △ 24        |
| 事業的整備費         | 215    | 219        | △ 4         |
| 森林事業費          | 601    | 546        | △ 54        |
| 事業費            | 453    | 399        | △ 55        |
| 利子入金           | 147    | 148        | △ 0         |
| 借入金            | 2,354  | 2,184      | △ 170       |
| 入金             | 2,267  | 275        | △ 7         |
| 借入金            | 2,086  | 1,909      | △ 177       |
| 交付金            | 56     | 65         | △ 9         |
| 治山事業           | 459    | —          | △ 459       |
| 合 計            | 4,202  | 3,555      | △ 647       |
| 収支差            | 66     | 26         |             |

(注) 1 本邦は、前年度における発生ベースの収入(前年度繰越積立)と支出(前年度繰越積立)とを比較したものである。  
 2 収支差は、繰越積立超過上の損失を繰上し、貸借対照表上で当期の純増額を補っているほか、現金預金等の勘定に際している。  
 3 金額は、それぞれの科目で四捨五入してのものと各科目とは必ずしも一致しない。

(2) 平成18年度の収支  
 平成18年度は、木材価格の低迷、土地需要の減退等の中で、林産物の販売量の確保や資産の徹底した見直しによる土地売却の推進等により収入確保に努めました。  
 一方、支出については、職員数の適正化や民間委託による森林整備事業の効率的な推進等により、人件費や事業的経費の縮減に努めました。  
 こうした一連の収支改善努力の結果、前年度に引き続き新規借入金をゼロとし、収入が支出を65億円上回りました。

## 6 その他国有林野の管理経営



6 その他国有林野の管理経営

(1) 人材の育成

国有林野事業では、「国民の森林」の管理経営にふさわしい人材を育成するため、森林・林業に関する専門的な知識や技術等について、森林技術総合研修所や各森林管理局が連携をとりながら、研修を行っています。

平成18年度には、研修担当職員を対象として、より効果的・効率的な人材育成を行うための研修を新たに実施するとともに、引き続き民間派遣研修、OJT<sup>注</sup>、民有林行政等との人事交流にも取り組みました。

事例 国有林野の適切な保全管理のための司法警察員研修の実施

中部森林管理局では、司法警察員に任命されている職員を対象に、司法警察員としての自覚と意識の高揚を図るとともに、現場対応や情報の適正な収集等の職務遂行能力の向上を図ることにより、国有林野のより適切な保全管理を行うことを目的として、管轄の各地方検察庁の検事に講師を依頼して、刑法総論及び犯罪捜査について研修を実施しました。

(中部森林管理局)



場 所：岐阜県高山市 (飛騨森林管理署会議室)

説 明：写真は、岐阜地方検察庁の検事による司法警察員職員研修の様子です。

(2) 林業技術の開発普及

各森林管理局では、森林技術センターを中心に、地域の特性にに応じた林業技術の開発に取り組んでいます。取組成果については国有林野の管理経営に活かすとともに、現地検討会等を通じて地域の林業関係者等への普及にも努めています。

平成18年度は、複層林化や針広混交林化に向けた施業技術の開発をはじめ、保育作業等の低コスト化の取組等、134の技術開発課題に取り組まれました。こうした技術開発は、研究機関や大学等とも連携しながら進めています。

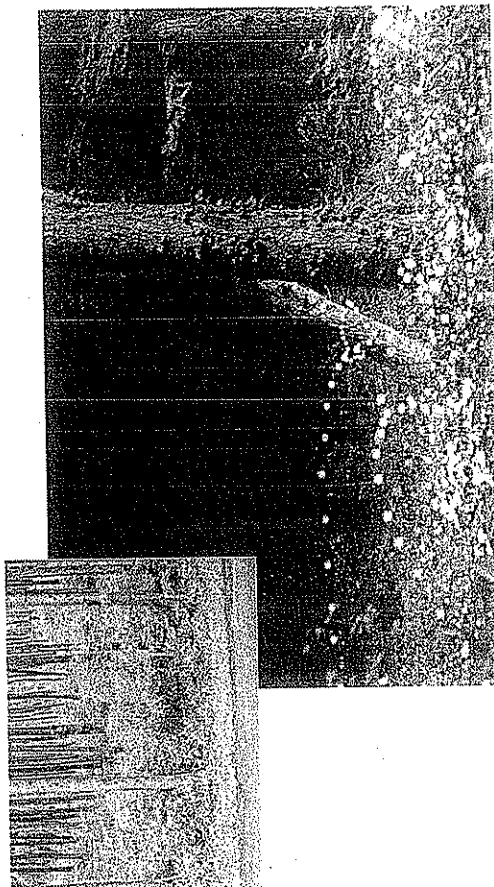
表-27 技術開発の取組状況

| 項目                         | 主な内容  | 課題数 |
|----------------------------|---|-----|
| 水土保持を重視した森林施業及び保全技術の確立     | ○ 斉針葉樹林への広葉樹等導入技術の開発<br>○ 有用樹のぼう芽等を活用した早期・低コスト広葉樹林造成技術の開発               | 52  |
| 森林と人との共生を重視した森林施業及び利用技術の確立 | ○ コウヤマキの天然更新試験<br>○ 金ポタルの生息する森林における施業の確立                                | 11  |
| 資源の循環利用・有効利用技術の確立          | ○ ヒバの異植えによるヒバ・広葉樹混交林施業の確立<br>○ 人工造林による有用広葉樹の育成施業の開発                     | 35  |
| 効率的で安全な作業技術の確立             | ○ 伐採方法別によるカメラ付きケーブル・グリップル集材 <sup>(注)</sup> の実用化について<br>○ 現地資材を活用した作業道建設 | 12  |
| 効率的な森林管理及び健全な森林の育成技術の確立    | ○ 希少種イトウの生息環境づくりの溪畔林施業技術の確立<br>○ 火山ガス被害跡地のヒノキ天然更新についての                  | 24  |
| 課題数合計                      |   | 134 |

事例 金ポタルの生息する森林における施業の確立に向けた取組

岡山県新見市哲多町の天王八幡神社境内は、金ポタルの集団発生地として、岡山県天然記念物に指定されており、近畿中国森林管理局ではその周囲の国有林を「特定動物生息地保護林」に設定しています。  
森林技術センターでは、学識経験者の指導を受け、地元「ボランティアーグループ」等と協力しながら、金ポタル（和名「ヒメポタル」の地元の俗称）との共存を目指した森林施業の確立に向けた技術開発に取り組んでいます。  
金ポタルは手つかずの森林よりも、人の手が入り管理されている里山に多く生息することから、間伐等の施業を行いつつ森林環境の基礎データを蓄積・分析し、金ポタルの発生と森林施業の関連を解明していくことにしています。

(近畿中国森林管理局 森林技術センター)



場所：岡山県新見市 天王八幡神社境内 (岡山森林管理署管内)  
説明：写真は、金ポタルの生育に適した環境にするため間伐と枝打を実施した森林 (左上) と、天王八幡神社境内に発生した金ポタル (右下) の様子です。

(3) 地域振興への寄与

国有林野事業は、計画的な木材の供給（39ページ参照）、事業の民間委託を通じた事業体の育成や就労の場の提供（47ページ参照）、国有林野の貸付けや売払い（43ページ～44ページ参照）、森林空間の総合利用（45ページ参照）、分収林制度の活用（20ページ参照）、流域管理システムの推進（12ページ参照）等を通じて、地域産業の振興、地域の活性化、住民の福祉の向上等に貢献しています。

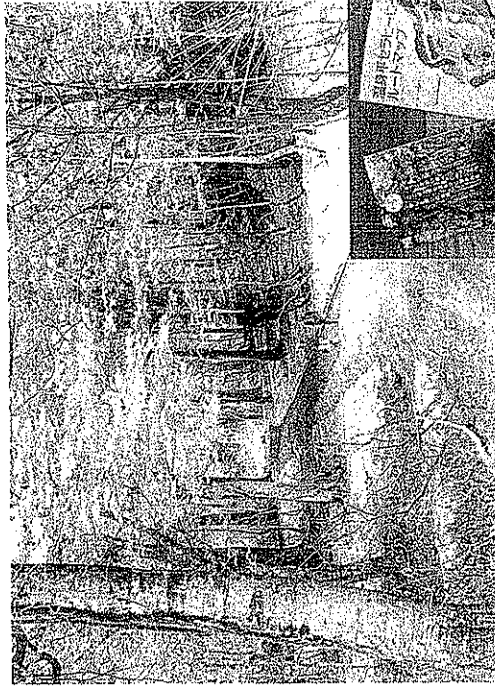
(4) 労使協力の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能重視の管理経営を推進していく中で、労働組合との共通の認識の醸成に努め、その理解と協力の力で改革を推進するよう努めています。

事例 森林セラピーのためのフィードバック提供等を通じた地域の振興

山形県西置賜郡小国町「森林セラピー基地」の整備を通じて地域振興に取り組んでいる小国町に協力し、飯豊山国有林を、森林セラピーのためのフィードバックとして提供しています。平成18年度には、町の要請に応じて、セラピー機能の発揮にも資するよう、エリア内の荒廃溪流の整備手法について調査を実施したほか、町と連携してパンフレットを作成し、温身平の魅力を広く一般の方々を知っていただくよう努めました。

(東北森林管理局 置賜森林管理署)

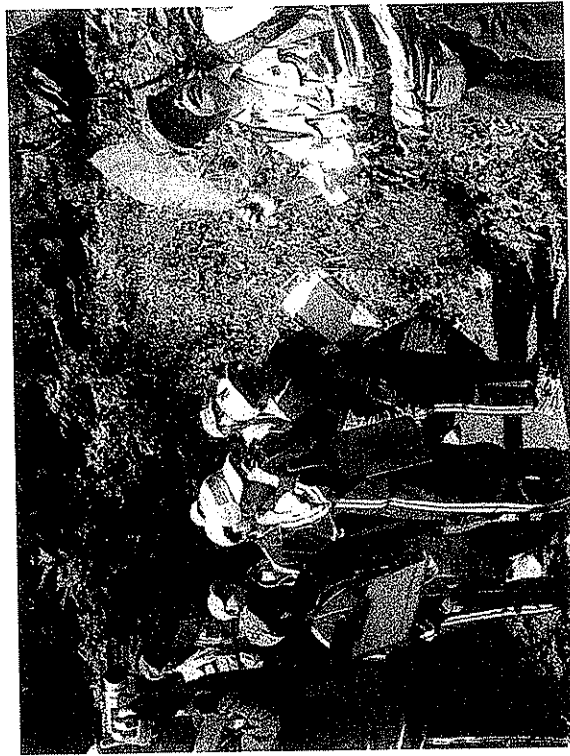


場所：山形県西置賜郡小国町 飯豊山国有林

説明：写真は、森林セラピーのためのフィードバックとして提供している飯豊山国有林（左）と、パンフレット（右）の様子です。



(参 考)



(参考)

1 用語の解説

| 用語                        | 解説  |
|---------------------------|---|
| 育成単層林施業<br>いくせいたんそうりんせぎよう | 森林を構成する樹木の全部または大部分を一度に伐採し、そのあとに一斉に植林を行うこと等により、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成される森林（単層林）を造る森林づくりの方法。 |
| 育成復層林施業<br>いくせいふくそうりんせぎよう | 森林を構成する樹木を部分的に伐採し、そのあとに植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林（複層林）を造る森林づくりの方法。              |
| 枝打ち<br>えだうち               | 節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業。  |
| カシノナガキクイムシ                | 体長5mm程度の小さな甲虫。カシ類、シイ類、ナラ等の樹幹に穿入し、虫体に付着したナラ菌により樹体を枯死させる。被害は集団的に発生しやすい。                 |
| 乾性低木林<br>かんせいていぼくりん       | 父島列島を中心に、乾燥した山頂緩斜面、中腹部の台地等に成立しており、シマイスノキやムニンズツゲが特徴的。                                  |
| 間伐<br>かんぼつ                | 育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。  |

| 用語                                   | 解説   |
|--------------------------------------|--|
| 京都議定書達成計画<br>きょうとぎていししょもくひょうたつせいけいかく | 「地球温暖化対策推進法」に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置として、森林吸収源対策、温室効果ガスの排出源対策などを明らかにした政府の計画。                         |
| 溪間工<br>けいかんこう                        | 荒廃した溪流の安定や荒廃の未然防止による森林の保全等を目的として工作物を設置する治山工事。谷止工、護岸工等がある。  |
| 更新<br>こうしん                           | 伐採等により樹木が無くなった箇所に、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。   |
| 高性能林業機械<br>こうせいのうりんぎようきがい            | 従来のチェーンソーや集材機等と比べて、作業の効率や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フレーパーバンチヤ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フオワード、タワーヤード、スイングヤード。 |
| 合板<br>ごうばん                           | 丸太から薄くむいた板（単板）を、繊維（木目）の方向が直交するように交互に重ね、接着したもの。   |

| 用語                  | 解説  |
|---------------------|---|
| 除伐<br>じよばつ          | 育てようとすする樹木の成長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとすする樹木の枝葉が互いに接する状態になる約15年生までの間に行う。                    |
| 針広混交林<br>しんこうこんこうりん | 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。   |
| 人工造林<br>じんこうぞうりん    | 苗木の植え付け、種子の播き付け等の人為的な方法により森林を造成すること。  |
| 人工林<br>じんこうりん       | 人工造林によって成した森林。  |
| 森林施業<br>しんりんしかぎょう   | 目的とすする森林を造成、維持するために行う植林、下刈、除伐、間伐等の森林に対する人為的な働きかけ。   |
| 世界遺産<br>せかいいさん      | 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載された物件。建造物等の文化遺産、自然地域等の自然遺産、両者を兼ね備えた複合遺産がある。 |
| 素材販売<br>そざいはんばい     | 樹木を伐採し、丸太にして販売すること。   |

| 用語                  | 解説   |
|---------------------|--|
| 個体群<br>こたいぐん        | 相互に交流があるなど、何らかのまとまりをもって生息・生育する1種類の動物や植物の集合。  |
| 山腹工<br>さんぶくこう       | 山腹に発生した崩壊地等の斜面を安定させ植生の侵入や回復を促すための治山工事、浸食を防止して斜面の安定を図るための山腹基礎工と、森林の造成を図るための山腹緑化工とがある。 |
| 下刈<br>したがり          | 植林した苗木等の成長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。通常、植林後の数年間、毎年、夏期に行う。                                      |
| 湿性高木林<br>しつせいこうぼくりん | 小笠原の亜熱帯性の極相林ともいわれる林分で、母島の石門山周辺等に分布する。ウドノキが特徴であり、窪地や湿性地の林床にはシダ類が豊富に見られる。              |
| 集成材<br>しゅうせいざい      | 板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接合した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。          |

| 用語                             | 解説  |
|--------------------------------|---|
| <p>ちようばくせきぎよう<br/>長伐期施業</p>    | <p>通常、主伐が行われる年齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍以上の年齢で主伐を行う森林施業の一形態。</p>   |
| <p>つぎ穂<br/>接ぎ穂</p>             | <p>2個以上の植物体を、人為的に作った切断面で接着して、1つの個体とする「接ぎ木」を行う場合の上部にする植物体。</p>   |
| <p>まり<br/>つる切</p>              | <p>育てようとする樹木に巻き付くつる類を取り除くこと。通常、下刈を終了してから、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるままでの間に行う。</p>  |
| <p>てんねんこうしん<br/>天然更新</p>       | <p>伐採跡地等において、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させるところ。自然に落ちた種子が発芽して成長する場合と樹木の根株からの発芽（萌芽）等により成長する場合がある。必要に応じて、ササ類の除去や発芽の本数調整等の人手を補助的に加えることもある。</p> |
| <p>てんねんせいりんせきよう<br/>天然生林施業</p> | <p>森林を自然の推移に委ね、主として天然更新等の自然の力を活用して森林（天然林）を造成する森林づくりの方法。</p>   |
| <p>てんねんりん<br/>天然林</p>          | <p>天然更新によって成り立った森林。</p>   |

| 用語   | 解説   |
|--|--|
| <p>ちいきかみんりびいさいいけいかく<br/>地域管理経営計画</p>                     | <p>「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業の総量等について、森林管理局長が流域ごとにたてる5カ年間の計画。</p>  |
| <p>ちきゆうおんだんかぼうししんりん<br/>地球温暖化防止森林<br/>吸収源10カ年<br/>対策</p> | <p>京都議定書目標達成計画に基づき、我が国の森林による二酸化炭素吸収を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定（平成17年9月一部改正）した10年間の対策。森林整備・保全や木材利用の推進、森林吸収量の報告・検証体制の強化等に関する施策が明らかにされている。</p> |
| <p>ちようがいはうびほあんりん<br/>潮害防備保安林</p>                         | <p>津波、高潮による被害を防ぐため、田畑への塩害を防ぐことを目的として指定される保安林。</p>  |
| <p>ちようききくせいきんかんかほせきよう<br/>長期育成循環施業</p>                   | <p>育成複層林の造成等を進める観点から、皆伐をせず、抜き伐りを繰り返しつつ、徐々に更新を行うことにより長期間にわたって森林状態を維持し、公益的機能の維持増進を図る施業。</p>  |

| 用語   | 解説   |
|--|--|
| 流域森林活性化協議会<br>りゅういきしんりん<br>かっせいかいきようぎかい<br>りんぎょう<br>りん | 流域森林・林業活性化センターの構成員に、森林管理署、民有林労働者の代表等が加わり、流域内での取組についての合意形成を促進する場。流域森林・林業活性化センターの下で開催する。   |
| 流域森林活性化センター<br>りゅういきしんりん<br>かっせいか<br>りんぎょう<br>りん       | 流域内の市町村、森林・林業・木材産業者の関係者等から構成され、これらの関係者間の調整、合意形成の促進等を通じて、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。 |
| 立木販売<br>りゅうぼくはんばい                                      | 樹木を伐採することなく、立木のままで販売すること。  |
| 列状間伐<br>れつじょうかんぼつ                                      | 間伐の方法の一つ。作業の低コスト化等を目的に、伐採や搬出に都合のよいように一定の間隔で列状に間伐を行う方法。                                   |
| 路網<br>ろもう  | 森林内にある公道、林道、作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。森林施業を効率的に行うためには、路網の整備が重要となる。                        |

| 用語                  | 解説   |
|---------------------|--|
| 分収林制度<br>ぶんしゅうりんせいど | 森林を所有する者、造林または保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について、契約相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」がある。 |
| 保安林<br>ほあんりん        | 水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備、生活環境の保全・形成等の目的を達成するため、森林法に基づいて農林水産大臣等が指定する森林。指定されると、伐採等に一定の制限が課せられる。  |
| 保育<br>ほいく           | 更新後、伐採するまでの間に、育てようとする樹木の成長を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。  |
| 誘導伐<br>ゆうどうばつ       | 長期育成循環施業の一環として、単層林が複層状態に至るまでの間に下層樹木の更新や育成のために上層の樹木を抜き伐りする作業。   |

2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス

| 用語  | 解説  | 説 |
|-----|---|---|
| GIS | Geographic Information System (地理情報システム) の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム。 |   |
| NPO | Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略で、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を与えられた特定非営利法人 (NPO法人) 等。ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行うことを目的としている。 |   |
| OJT | On The Job Training (職場内訓練) の略で、仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させること。   |   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 林野庁                  | <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/">http://www.rinya.maff.go.jp/</a>   |
| 国有林                  | <a href="http://www.kokuyurin.maff.go.jp/">http://www.kokuyurin.maff.go.jp/</a>   |
| 北海道森林管理局             | <a href="http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/kyoku/">http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/kyoku/</a>   |
| 東北森林管理局              | <a href="http://www.tohoku.kokuyurin.go.jp/">http://www.tohoku.kokuyurin.go.jp/</a>   |
| 関東森林管理局              | <a href="http://www.kanto.kokuyurin.go.jp/">http://www.kanto.kokuyurin.go.jp/</a>   |
| 中部森林管理局              | <a href="http://www.chubu.kokuyurin.go.jp/">http://www.chubu.kokuyurin.go.jp/</a>   |
| 近畿中国森林管理局            | <a href="http://www.kinki.kokuyurin.go.jp/kyoku/">http://www.kinki.kokuyurin.go.jp/kyoku/</a>   |
| 四国森林管理局              | <a href="http://www.shikoku.kokuyurin.go.jp/">http://www.shikoku.kokuyurin.go.jp/</a>   |
| 九州森林管理局              | <a href="http://www.kyusyu.kokuyurin.go.jp/">http://www.kyusyu.kokuyurin.go.jp/</a>   |
| 石狩地域森林環境保全ふれあいセンター   | <a href="http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/f/c/ishikari_hp/index.html">http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/f/c/ishikari_hp/index.html</a>     |
| 常呂川森林環境保全ふれあいセンター    | <a href="http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/f/c/tokorogawa_hp/index.html">http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/f/c/tokorogawa_hp/index.html</a> |
| 釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター   | <a href="http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/f/c/kushiro_hp/index.html">http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/f/c/kushiro_hp/index.html</a>       |
| 駒ヶ岳・大沼森林環境保全ふれあいセンター | <a href="http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/f/c/komagatake_hp/index.html">http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/f/c/komagatake_hp/index.html</a> |
| 津軽白神森林環境保全ふれあいセンター   | <a href="http://www.tugarushirakami-kokuyurin.jp/">http://www.tugarushirakami-kokuyurin.jp/</a>   |
| 朝日庄内森林環境保全ふれあいセンター   | <a href="http://www.tohoku.kokuyurin.go.jp/fur/esen/furesen.html">http://www.tohoku.kokuyurin.go.jp/fur/esen/furesen.html</a>                   |
| 赤谷森林環境保全ふれあいセンター     | <a href="http://www.kanto.kokuyurin.go.jp/akaya/index.html">http://www.kanto.kokuyurin.go.jp/akaya/index.html</a>                               |
| 木曾森林環境保全ふれあいセンター     | <a href="http://www.chubu.kokuyurin.go.jp/fure/ai_center/index.html">http://www.chubu.kokuyurin.go.jp/fure/ai_center/index.html</a>             |
| 箕面森林環境保全ふれあいセンター     | <a href="http://www.kinki.kokuyurin.go.jp/fure/ai/">http://www.kinki.kokuyurin.go.jp/fure/ai/</a>   |
| 四万十川森林環境保全ふれあいセンター   | <a href="http://www.shikoku.kokuyurin.go.jp/">http://www.shikoku.kokuyurin.go.jp/</a>   |
| 西表森林環境保全ふれあいセンター     | <a href="http://www.kyusyu.kokuyurin.go.jp/huresen/huresentop.htm">http://www.kyusyu.kokuyurin.go.jp/huresen/huresentop.htm</a>                 |

図及び表の索引

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進    |    |
| 表-1 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿       | 4  |
| 表-2 更新、保育、間伐の実施状況                 | 8  |
| 図-1 森林の流域管理システムの考え方               | 12 |
| 表-3 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況     | 17 |
| 表-4 分収林の現況面積                      | 20 |
| 図-2 「木の文化を支える森づくり」位置図             | 22 |
| 図-3 森林環境保全ふれあいセンターの位置図            | 23 |
| 表-5 二酸化炭素固定に資する木材・木製品の使用状況        | 25 |
| 2 国有林野の維持及び保存                     |    |
| 表-6 「国民の森林」グリーン活動の実施状況            | 28 |
| 表-7 松くい虫被害の状況と対策                  | 29 |
| 表-8 保安林の指定状況                      | 30 |
| 表-9 平成18年度に新たに設定又は拡張した保護林の概要      | 31 |
| 表-10 保護林の設定状況                     | 32 |
| 図-4 緑の回廊位置図                       | 34 |
| 表-11 緑の回廊の設定状況                    | 34 |
| 表-12 貴重な野生動植物の生息・生育環境の調査等の事例      | 35 |
| 表-13 巡視等の委嘱事例                     | 36 |
| 表-14 意見交換等の事例                     | 36 |
| 表-15 環境行政関係者との連絡会議の開催事例           | 37 |
| 3 国有林野の林産物の供給                     |    |
| 表-16 収穫の実施状況                      | 39 |
| 表-17 民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太）供給実績 | 39 |
| 表-18 林産物等販売の状況                    | 40 |
| 表-19 国有林材の販売単価の動向                 | 40 |
| 4 国有林野の活用                         |    |
| 表-20 国有林野の用途貸付け状況                 | 43 |
| 表-21 林野・土地の売払い状況                  | 44 |
| 表-22 林野の用途別売払い状況                  | 44 |
| 表-23 レクリエーションの森の設定状況及び利用者数        | 45 |
| 5 国有林野の事業運営                       |    |
| 図-5 管理経営の事業実施体制                   | 47 |
| 表-24 民間委託の実施状況                    | 47 |
| 図-6 業務・システムの刷新（イメージ）              | 48 |
| 表-25 労働災害の発生状況                    | 48 |
| 表-26 平成18年度の国有林野事業の収支             | 49 |
| 6 その他国有林野の管理経営                    |    |
| 表-27 技術開発の取組状況                    | 52 |